

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-107		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	4	22	「インド世界」 (69ページ1行目, 71ページ19行目も同様)  (4ページ56行目, 160ページ1行目及	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (指摘箇所の「世界」と2ページ1行目以降の「世界」との関係)	3-(3)	
			び23行目, 162ページ小見出し及び11-12行目及び25行目及び右上図, 164ページ28行目, 166ページ35行目「インド洋海域世界」, 4ページ58行目, 164ページ1行目, 165ページ26行目「東南			
			アジア世界」, 5ページ2行目, 168ページ1行目「アジア交易世界」, 6ページ中31行目, 238ページ下囲み「大西洋世界」, 42ページ3-4行目, 155ページ上図「東西世界」, 85ページ右上囲			
			み「周辺世界」, 98ページ2行目及び4行目及び34行目, 105ページ左コラム13行目「地域世界」, 100ページ11行目「オセアニア世界」, 107ページ中左写真, 128ページ21行目, 135ページ			
			2行目, 137ページ右図, 181ページ2行目「ヨーロッパ世界」, 121ページ左27行目「両世界」, 145ページ4行目「ユーラシア東部の世界」, 147ページ側注「李元昊」中, 154ページ2行目及			
			び17行目「ユーラシア世界」, 159ページ小見出し「海域世界」, 168ページ左上囲み, 169ページ13行目, 同ページ35行目「交易世界」, 171ページ24行目「複数の世界」も同様)			
2	8	左下図	「茶の伝播」中, 中国から日本への矢印の「9世紀」	表記が不統一である。 (同ページ左コラム9行目には「日本には8世紀に遣唐使を通して伝えられた。」とある。)	3-(4)	
3	9	右上図	「砂糖生産高の推移」及び「奴隷人口の推移」	生徒にとって理解し難いグラフである。 (縦軸及び横軸の間隔が一定していない。)	3-(3)	
4	70	13 - 18	さらに6世紀ごろから, ……バクティの思想が, 影響をもつようになった。……バクティの宗教指導者には, カースト制を批判するものもいた。同じころ, 仏教でもタントリズム的な	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (バクティの宗教指導者に, 「カースト制を批判するものもいた」時期)	3-(3)	
			密教が成立し,			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 103-107		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
5	87	側注⑦	当時孝文帝に実権はなく、実際にこの制度をはじめたのは皇太后の馮氏であった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (孝文帝と馮氏との関係)	3-(3)	
6	103	側注①	中南米の先住民は「インディオ」、北米の先住民は「インディアン」とよばれていたが、いずれも現在では差別用語として使われなくなっている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「インディオ」「インディアン」の、現在の使用状況)	3-(3)	
7	114	右上図	「10世紀前半のイスラーム世界」中、「イドリース朝(785～985)」	表記が不統一である。 (同ページ5行目には「イドリース朝(789～985)」とある。)	3-(4)	
8	146	19 - 20	918年、地方豪族の王建が再統一し、開城を都として高麗を建てた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「再統一」の時期)	3-(3)	
9	150	中右図	「開封の都市プラン」中、「開宗寺」「大学」	誤植である。	3-(2)	
10	168 - 169	18 - 1	明の永楽帝は、南シナ海方面の朝貢貿易を拡大するべく、鄭和の率いる大艦隊を前後7回にわたって派遣した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (派遣した皇帝)	3-(3)	
11	170	上図	「ヨーロッパ人による航海」中、「ポルトガル領」「スペイン領」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (トルデシヤス条約の性格)	3-(3)	
12	174	2 - 3	15世紀はじめに室町幕府将軍の足利義満が明から日本国王に冊封され、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (冊封時の足利義満の地位)	3-(3)	
13	177	19 - 23	しかし、その後江戸幕府はキリスト教と一揆が結びつくことを恐れ、・・・41年にはきびしい貿易統制を開始した。このような管理貿易体制は、のちに「鎖国」とよばれたが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「鎖国」政策の経過)	3-(3)	
			(184ページ18-20行目「日本は、・・・1641年に鎖国政策を徹底して、きびしい貿易統制を開始した。」も同様。)			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 103-107		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
14	191	20 - 24	オスマン帝国は、・・・ヨーロッパ諸国に対して守勢にまわった。18世紀には外交関係が重視され、パリやウィーンなどにはじめて使節が派遣されてヨーロッパの見聞をもちかえった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (オスマン帝国の外交手法の変遷)	3-(3)	
15	196	1	遷海令	表記が不統一である。 (184ページ21行目には「遷界令」とある。)	3-(4)	
16	199	囲み	「深める」中、「随代から清代にいたる税制の変遷をまとめよう。」	誤植である。 (「随代」)	3-(2)	
17	230	表	「19世紀科学技術の主要な成果の事例」中、「1831 電磁誘導現象の発見」	誤植である。 (「電磁誘導現象」)	3-(2)	
18	269	3	18世紀後半にタイソン(西山)の農民反乱がおこって、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (反乱の性格)	3-(3)	
19	275	右上図	「コンゴとファショダ事件」中、イギリス領東アフリカ	生徒が誤解するおそれのある図である。 (範囲)	3-(3)	
20	285	7 - 8	19世紀末にホセ・リサルらに独立のためにフィリピン民族同盟を結成し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (結成の目的)	3-(3)	
21	289	7	曾国藩の後任として北洋大臣となった李鴻章は、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (曾国藩の経歴)	3-(3)	
22	300	左上図	「第一次世界大戦直前のバルカン半島の情勢」中、「第2次バルカン戦争で各国が得た領土」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (凡例に対応する塗色部が「第2次バルカン戦争で各国が得た領土」であるかのように誤解する。)	3-(3)	
23	320	27 - 29	民主党のフランクリン・ローズヴェルトが1933年の選挙でフーヴァーをやぶって大統領に就任し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (選挙の時期)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-107		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
24	325	32 - 34	日本の労働力不足が深刻化すると、朝鮮や台湾からも労働者が日本に移住させられたり、また連行されたりして働かされた。	政府の統一的な見解に基づいた記述がされていない。 (「連行されたりして」)	固有 1-(5)	
25	325	右下図	「1920～30年代中ごろの中国」中、「朝鮮」「フランス領インドシナ」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (領域の性格)	3-(3)	
26	340	11 - 12	日本の敗戦後、植民地の総統府は相前後してその機能を停止し、	誤記である。 (「総統府」)	3-(2)	
27	342	20 - 21	外交面では社会主義国としてソ連との関係が緊密で、1950年には中ソ友好同盟相互援助条約が締結された。 (345ページ5～6行目「中国に社会主義国家が生まれたこともあり、」も同様。)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当時の中華人民共和国の性格)	3-(3)	
28	344	側注④	1948年にはセイロンが独立(72年、スリランカと改称)した。・・・2010年まで内戦がつづいた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年代)	3-(3)	
29	350	表	右下年表中、「1952」の項、「ワルシヤワ条約機構結成、アジア・アフリカ会議(バンドン会議)」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (年代)	3-(3)	
30	352	29 - 31	1952年、アメリカはさらに破壊力のある水素爆弾を開発したが、翌年にはソ連もその開発に成功し、この後、イギリス、・・・が核兵器の開発に成功した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (イギリスが「核兵器の開発に成功した」時期)	3-(3)	
31	352	左上図	「東西両陣営の集団保障体制」中、中央アジアと中部ヨーロッパ	生徒が誤解するおそれのある図である。 (当時の国境線)	3-(3)	
32	354	上囲み	「戦後の引き揚げと人の移動」(全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (「引き揚げ」の話ではない。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-107		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
33	355 - 356	34 - 1	イギリスは・・・、1957年にマラヤ連邦を海峡植民地から切り離して正式に独立させた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (独立の過程)	3-(3)	
34	369	20 - 23	1981年には、共産党の一党独裁を維持して民主化を抑制しつつ、農村部での人民公社の解体や生産請負制の実施、おもに都市部での外国資本や技術による経済建設などからなる、市場経済原	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当時の政策の呼称)	3-(3)	
			理を導入した(社会主義市場経済)。			
35	377	12 - 13	2002年に東ティモール民主共和国が成立し、以後、国連軍駐留下での国家建設がすすめられている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (東ティモールの国家建設の過程)	3-(3)	
36	384	9 - 10	イギリスで、は2016年にEUからの離脱を問う国民投票が実施されて、	誤記である。	3-(2)	
37	385	3 - 4	2011年にチュニジアやエジプトで長期独裁に対する抗議デモがおり、政権が交代すると、民主化を求める運動が中東諸国に拡大した(「アラブの春」)。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「アラブの春」の経緯)	3-(3)	
38	385	5	他方、シリアやイラクでは2014年に「イスラーム国(IS)」の樹立が宣言され、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「イスラーム国」が国家であるかのように誤解する。)	3-(3)	
39	裏見返	表	「主要国の興亡年表」中、「日本」の列、「古墳」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (「古墳」の期間)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-108		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	22	12 - 14	古王国では、……象形文字のヒエログリフ(神聖文字)が発明され、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (古王国の文字状況)	3-(3)	
2	91	囲み	「東方キリスト教」中、「伝統をひきついたシリア周辺」	誤植である。 (「ひきついた」)	3-(2)	
3	99	右囲み	「イスラームとユダヤ教・キリスト教の関係」中、「唯一神を信仰する。」	誤植である。 (「神」)	3-(2)	
4	114	7	奴隸王朝(1206～10)	不正確である。 (年代)	3-(1)	
5	121	上囲み	「中世ヨーロッパの女性」中、「デンマーク王妃マルグレーテ」	誤りである。 (マルグレーテの地位)	3-(1)	
6	131	25 - 26	1479年にカスティリヤ女王イサベルとアラゴン王フェルナンドの結婚により、スペイン王国が成立した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (結婚の時期及び結婚時の地位)	3-(3)	
7	138	図1説明	「清明上河図」中、「いきいきと描かれている。」	誤記である。 (「描かれている」)	3-(2)	
8	141	9 - 10	高麗は、……半島統一後に五代諸国、ついで宋から冊封を受けた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (高麗の冊封時期)	3-(3)	
9	149	図	「13世紀の世界」中、「チャガタイ=ハン国」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (143ページ17行目「チャガタイ=ハン国(1307～14世紀)」に照らして、13世紀にチャガタイ=ハン国が成立していたかのように誤解する。)	3-(3)	
10	149	右表	「資料4」中、「1270 高麗がモンゴルに降伏」	生徒にとって理解し難い表現である。 (145ページ20-21行目「1259年、モンゴルに降伏した。」に照らして、高麗降伏の年代が理解し難い。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-108		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	161	16 - 17	日本では、鎌倉幕府滅亡後、朝廷が二つ並立する南北朝の動乱を経て、京都をおさえた足利尊氏が1338年に幕府を開いた(室町幕府)。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「南北朝の動乱」以後に「幕府を開いた」かのよう に誤解する。)	3-(3)	
12	163	図1	「大航海時代の世界」中、マゼラン艦隊の航路を示す線及び「スペイン領」「ポルトガル領」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (マゼラン艦隊の出港地及びトルデシヤス条約の性格)	3-(3)	
13	196	図1説明	「16世紀なかばのヨーロッパ」中、「カール5世の支配領域は、……フィリピンの植民地にまで及んだ。」  197ページ25-26行目「スペインのハブ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (スペインのフィリピン支配状況)	3-(3)	
			スブルク家を相続したフェリペ2世は、……フィリピンなども継承し、」も同様。			
14	206	写真説明	マリア=テレジア(1740~80)	誤りである。 (生年)	3-(1)	
15	210	図1	「18世紀なかごろの世界貿易と植民地」中、台湾と海南島、及び縮尺	生徒が誤解するおそれのある図である。 (塗色及び縮尺)	3-(3)	
16	219	囲み	「資料5パリ不戦条約」中、「その性質または原因の如何(いか)を問わず、」	脱字である。 (「如何」のルビ)	3-(2)	
17	226 - 227	図	「19世紀前半の世界」中、黄金海岸、セイロン、ビルマ	生徒が誤解するおそれのある図である。 (塗色)	3-(3)	
18	226	左下囲み	「資料2」のタイトル「イギリス・オスマン帝国の通商条約」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (名称)	3-(3)	
19	230	囲み	「独立宣言と奴隷制」中、「ヴァージニア植民地会議」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (名称)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-108		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
20	277	写真2	タイトル「東京ジャーミイとイブラヒム」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (写真が撮影された当時の名称として東京ジャーミイでは誤解する。)	3-(3)	
21	293	図2説明	岩倉具視, 大久保利通, 伊藤博文ら50名による欧米使節団。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (使節の人数が50名であるかのように誤解する。)	3-(3)	
22	294	側注2	閔氏政権による新式軍隊の優遇政策に対して反発した西洋式軍人が,	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (壬午軍乱の発生状況)	3-(3)	
23	309	側注6	ロンドン海軍軍縮条約では, 米・英・日の補助艦の保有比が, 10:10:7と定められた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (330ページ5-6行目「ロンドン海軍軍縮条約に調印したことで軍部や強硬派の政党から攻撃を受けた。」に照らして, 保有比について誤解する。)	3-(3)	
24	317	10 - 11	フィリピンでは, ……1934年の独立法によって1946年の独立が約束された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (独立法の内容)	3-(3)	
25	320	左下写真説明	「蒋介石」中, 「清末に日本の士官学校で学び, 」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (蒋介石の学んだ学校)	3-(3)	
26	337	写真2説明	「沖縄戦」中, 「兵力不足の日本軍は, 少年や女子学生を中心とした学徒兵を動員して対応した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (女子学生の状況)	3-(3)	
27	344	図1	「アジア諸国の独立」 (全体)	生徒が誤解するおそれのある図である。 (国名, 塗色及び国境未画定地域の線種)	3-(3)	
28	345	4 - 5	西アジアでは, フランス委任統治領のレバノンとシリアが, 1946年のフランス軍撤退によって独立を達成した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (レバノンの成立年)	3-(3)	
29	346	5 - 8	共産党は諸党派をとりこみ, 1949年に北京で人民政治協商会議を開催して, 毛沢東を主席, 周恩来を首相とする中華人民共和国を成立させた。この社会主義国の登場で, 冷戦はアジアでも拡	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (中華人民共和国成立時の国家の性格)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検 定 意 見 書

受理番号 103-108		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			大していった。			
30	347	1	金日成（首相任1948～72，首席任72～94）	生徒が誤解するおそれのある表現である。（職名）	3-(3)	
31	350	図1	「1950年代のおもな軍事協力体制」中，南樺太	生徒が誤解するおそれのある図である。（塗色）	3-(3)	
32	361	側注4	カンボジアでは，89年にベトナムが撤兵したが，内戦は1993年まで続いていた。	不正確である。（内戦終結年）	3-(1)	
33	362	28	スエズ戦争(1956)	不正確である。（年次）	3-(1)	
34	363	写真説明	「アラファト」中，「73年にPLOが国連のオブザーバーとなることを認めさせるなど，」	不正確である。（年次）	3-(1)	
35	366	18 - 19	またグアテマラやエルサルバドルなどで続いてきた内戦も，国連の仲介などによる平和条約の締結で終わりをむかえた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（内戦終結の経緯）	3-(3)	
36	367	1 - 3	ミャンマー(ビルマ)では，1988年にアウンサンソーチャーなどの民主勢力が選挙で圧勝したものの，すぐに軍に政権を奪われた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「1988年」と「選挙で圧勝」との関係）	3-(3)	
37	373	16 - 17	経済危機や内戦は，人々の生活を不安定にし，さらには生存をも脅かした。そのため，住まいや生活を捨てて難民となる人々が増してきた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（難民の説明）	3-(3)	
			同ページ囲み2-3行目「住むところを離れざるをえず難民となった人々を国際的に助ける試みは，」及び同ページ側注3中の「地球環境の破壊によって難民化せざるをえなくなる，」も同様			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-108		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
38	374	写真2 説明	「香港の民主的権利擁護運動」中、「中国政府はそれをおさえようとして、2020年6月、香港での反体制活動を封じる「国家安全維持法」を制定した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国家安全維持法制定の趣旨について誤解する。)	3-(3)	
39	375	8 - 11	全体としてアメリカや中国をしのぐ経済規模をもつEUは、……大きく動揺したが、その危機をのりきることに成功した。	生徒にとって理解し難い表現である。 (EUの経済規模と成功について基準が不明確なため理解し難い。)	3-(3)	
40	380	左上囲 み	「新植民地主義」中、「段階を表わしている。新植民地主義の本質は、……外部から指図(しと)されている。新植民地主義の結果、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「指図」の読み方及び中略記号の省略)	3-(3)	
41	385	図2	「世界の地域統合」(全体)	生徒が誤解するおそれのある図である。 (EUの塗色及び「TPP」の名称)	3-(3)	
42	391	7	享受	誤植である。 (「亨」)	3-(2)	
43	395	表3	「兵器の禁止に関する条約」中、「1993 対人地雷全面禁止条約」	不正確である。 (年次)	3-(1)	
44	396	右下囲 み	「資料4ジョヴァンニニダ=パルマ『年代記』」中、「『イタリアの黒死病関係史料集)』」	脱字である。 (二重鍵括弧)	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-109		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	14	写真1 キャブ	漁業を行う人々（紀元前18世紀のエジプト）	生徒が誤解するおそれのある表現である。（時期）	3-(3)	
2	43	上囲み 5	藤原道長の娘，中宮定子に仕える清少納言が，	生徒が誤解するおそれのある表現である。（中宮定子の父親）	3-(3)	
3	44	左囲み	「朝鮮半島の対外関係」中，「一方，半島南部では663年に白村江の戦いで倭の勢力は駆逐されたが，」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「倭の勢力」）	3-(3)	
4	47	史料6	「玄宗「紀泰山銘」（725年）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（碑文が刻まれた年）	3-(3)	
5	54	図2	「東南アジアの風土」中，「マラッカの都市郡」	生徒が誤解するおそれのある図である。（世界遺産名）	3-(3)	
6	64	写真1	「クノッソス宮殿の壁画」	生徒が誤解するおそれのある写真である。（復元であることが分からない。）	3-(3)	
7	70	写真1 キャブ	国立ローマ美術館蔵	生徒が誤解するおそれのある表現である。（所蔵先）	3-(3)	
8	94	写真1	「カーバ神殿」（写真中の文字）	生徒にとって理解し難い表現である。（イスラームの一般的理解に照らして，写真中の文字は理解し難い。）	3-(3)	
9	96	図2	「クライシュ族の系譜」	生徒が誤解するおそれのある図である。（ハーシム，ウマイヤ，アッバースの関係）	3-(3)	
10	104	上囲み	「教皇ウルバヌス2世の演説（1097年）」	不正確である。（年次）	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-109		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	104	上囲み	「サラディンの演説（1185年）」	不正確である。 （年次）	3-(1)	
12	115	写真3 キャプ	この挿し絵では、古代ギリシアの哲学者アリストテレス（→p.70）が、神と精霊とともに描かれている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「精霊」）	3-(3)	
13	138	図1	「16世紀の東アジア交易」中、「フィリピン（1529～ スペイン領）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （スペインとの関係）	3-(3)	
14	149	4 - 5	東南アジアには、16世紀にポルトガルとスペイン、17世紀にオランダ・イギリスの東インド会社などのヨーロッパ勢力が進出し、 （151ページ図1、152ページ側注5、	不正確である。 （当時の王国の名称として「イギリス」は不正確である。）	3-(1)	
			157ページ資料3、同ページ史料10、同ページ写真11、同ページSTEP1読解2）、同ページSTEP2説明1）、同ページSTEP2説明2）、164ページ図1、同ページ表2、167ページ側注3、168ページ表			
			1、172ページ7行目、8行目、同ページ側注2、同ページ側注3、173ページ18行目、20行目、同ページ囲み、174ページ8行目、9行目、11行目、14行目、25行目、同ページ読み解き、175ペー			
			ジ7行目、21行目～22行目、176ページ側注3、177ページ側注5、178ページ10行目、11行目、同ページ表1、179ページ側注2、180ページ11行目、13行目、21行目、同ページ側注2、185ページ14			
			行目、186ページ4行目、10行目、187ページ10行目、同ページ側注1、188ページ4行目も同様。）			
15	173	囲み	日本との貿易では、スペイン・ポルトガルがキリスト教布教の問題で排除されると、競合したイギリスを退け、独占することに成功した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （時系列）	3-(3)	
16	178	図2	「三十年戦争とウェストファリア条約」	不正確である。 （縮尺）	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-109		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
17	183	囲み	1811年には、幕府がロシア海軍のゴローニンを、ロシアが廻船商の高田屋嘉兵衛を捕らえる事件も起こるなど、両国の間でたびたび緊張が生じ、日本の社会ではロシアや蝦夷地に対する関	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本とロシアの間で緊張が生じた時期)	3-(3)	
			心が高まった。			
18	222	12 - 14	そしてこの工業発展で得た資金で、アメリカはスペインからフロリダを購入するなど、領土を広げていった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当該時期の工業発展と領土拡大の関係)	3-(3)	
19	242	写真2 キャプ	旧台湾総督府 現在は中華民国政府の総統府となっている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (中華民国の位置づけ)	3-(3)	
20	276	図2	「国際連盟のしくみ」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (主要機関と専門機関の区別)	3-(3)	
21	277	読み解 き	図2からから分かる	誤記である。 (「からから」)	3-(2)	
22	300	8 - 9	日本本土の労働力不足を補うため、朝鮮や中国から労働者が強制的に連行された。	政府の統一的な見解に基づいた記述がされていない。 (「強制的に連行」)	固有 1-(5)	
23	305	表3	「国際連合の特徴」中、「制裁」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (制裁の内容)	3-(3)	
24	311	10 - 14	翌55年には、日本を含むアジア・アフリカ諸国の首脳が、インドネシアのバンドンで国際平和を訴えた(アジア=アフリカ会議)。また、翌年にはユーゴスラヴィアのベオグラードで、アジ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (非同盟諸国首脳会議の開催年)	3-(3)	
			ア・アフリカ・ラテンアメリカ諸国が参加して、国際平和・中立・自主外交を掲げる非同盟諸国首脳会議が開かれた。			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-109		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
25	315	9	大統領ペロン 任1964～55, 73～74	不正確である。 (在任期間)	3-(1)	
26	318	側注1	アラブ連盟 1945年に独立していたエジプト・シリア・イラク・ヨルダン・レバノン・サウジアラビア・イエメンが結成。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (アラブ連盟結成にいたる経緯)	3-(3)	
27	321	17 - 18	中ソ対立は、中国とアメリカを近づけた。このなかで、日本と中国との国交も再開された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「再開」)	3-(3)	
28	325	囲み	タリバーンは、・・・「対テロ戦争」を掲げたアメリカを中心とした多国籍軍による侵攻を招くこととなった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (多国籍軍の行動)	3-(3)	
29	326	17	2011年に始まった「アラブの春」とよばれた民主化も頓挫し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「アラブの春」の経緯)	3-(3)	
30	326	25 - 26	紛争やテロの頻発によって、2019年には世界の難民数が史上最多の約8千万人となったほか、国際条約で保護されない国内避難民も急増した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (難民数)	3-(3)	
31	327	図3	「第二次世界大戦以降の主な地域紛争」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (台湾と海南島の塗色)	3-(3)	
32	334	10 - 12	日韓基本条約によって国交を回復した韓国や台湾・香港・東南アジアなどの国々・地域への企業進出も果たし、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「国交を回復」)	3-(3)	
33	336	8 - 9	東南アジアでも、1997年にインドネシアのスハルト政権が倒れたことは、開発独裁の時代の終わりを印象づけた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (スハルト政権の崩壊過程)	3-(3)	
34	341	囲み	そのため中国はベトナムやフィリピンなどと領有権を争っているが、近年は実効支配地区で基地の建設などの動きを活発化させている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (南シナ海の現況)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

<b>受理番号</b> 103-109	<b>学校</b> 高等学校	<b>教科</b> 地理歴史	<b>種目</b> 世界史探究	<b>学年</b>
---------------------	----------------	----------------	-----------------	-----------

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
35	343	表1	「世界終末時計の変化」中、「62 米ソ、部分的核実験禁止条約に調印」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (部分的核実験禁止条約の調印年)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-110		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	86	側注1	この暦は新月からつぎの新月までを1カ月とし（太陰暦）、1年は360日である。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（イスラーム暦における1年）	3-(3)	
2	90	12 - 14	ブワイフ朝は、アッバース朝カリフを意のままにあやつり、946年にアミールの称号を得て実質的な統治をおこなった。	生徒にとって理解し難い表現である。（注1「軍司令官（アミール）たちの第一人者をさす」との関係が理解し難い。）	3-(3)	
3	143	4	留学僧（るがくしょう）	誤記である。（ルビ）	3-(2)	
4	194	図	「大西洋における三角貿易」中、アフリカ沿岸の緑色の部分	生徒にとって理解し難い図である。（凡例不備）	3-(3)	
5	199	写真キャプション	ニュートン式反射望遠鏡（レプリカ）レンズを用いて図像を拡大するメカニズムを最初に実用化し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。（ニュートン式反射望遠鏡のメカニズム）	3-(3)	
6	244	6	多国籍の債権者がつくったスマン債務管理局	脱字である。（「スマン」）	3-(2)	
7	305	20 - 23	中国では同年9月に第2次国共合作が成立し、国民政府はソ連・アメリカ合衆国・イギリスなどの援助を受けつつ、武漢、ついで重慶に政府を移して、内陸で抵抗を続けた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（時系列）	3-(3)	
8	311	3 - 5	1930年代末から「創氏改名」などの皇民化政策が進められた朝鮮では、労働者が日本本土に強制的に連行され、戦争末期には徴兵制も適用された。	政府の統一的な見解に基づいた記述がされていない。（「強制的に連行され、」）	固有 1-(5)	
9	335	写真キャプション	1964年前半に進展した「プラハの春」は、同年8月、ソ連軍などの侵攻で鎮圧された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「プラハの春」が進展した時期）	3-(3)	
10	337	20	78年に復権した鄧小平を中心とした新指導部は、	生徒が誤解するおそれのある表現である。（鄧小平が復権した時期）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検 定 意 見 書

受理番号 103-110		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	354	図	「おもな国際機構や地域統合」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (アフリカ統一機構(OAU)の説明および赤道の位置)	3-(3)	
12	354	6 - 7	94年にはメキシコも加えて、北米自由貿易協定(NAFTA)を発足させた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北米域内の貿易協定の経緯と現状)	3-(3)	
13	354	8 - 10	さらに2010年代には環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉が進み、18年に発効した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (交渉と発効の経緯)	3-(3)	
14	357	囲み	2020年に発生した新型コロナウイルスへの対策では、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (新型コロナウイルスの発生の経緯)	3-(3)	
15	357	2 - 3	2011年にギリシアなど南欧諸国で財政危機が発生した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (財政危機の展開)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-111		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	7	8 - 9	奈良時代の日本も、遣隋使・遣唐使や留学生を通じて、律令制や仏教文化を導入した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (奈良時代に遣隋使が送られたかのように誤解する。)	3-(3)	
2	9	中央図	「13世紀の世界」中、「大天ウルス」	誤植である。 (「天」)	3-(2)	
3	11	図	「16世紀の世界」中、ソンガイ王国のトンプクトゥ	生徒が誤解するおそれのある図である。 (首都マーク)	3-(3)	
4	14	図1	「人類の進化」中、猿人・原人・旧人・新人のヨーロッパ・アフリカ・アジアでの分布を表す図	生徒が誤解するおそれのある図である。 (塗色及び引き出し線)	3-(3)	
5	24	左18 -右1	2005年のドイツの第七家族報告書	不正確である。 (年次)	3-(1)	
6	34	19 - 22	オリエント世界を最初に統一したのは、北メソポタミアにおこったアッシリア(前24世紀初め)である。この王国は前7世紀前半、鉄製の武器と騎馬戦術による強力な軍事力で全オリエントを	生徒にとって理解し難い表現である。 (アッシリアの年代)	3-(3)	
			征服した。			
7	52	側注6	隋や唐の初期には、おもに長安・洛陽の周辺で兵士を徴発し、都や守備にあてる制度があった。これは府兵制とも呼ばれる。	生徒にとって理解し難い表現である。 (府兵制の説明)	3-(3)	
8	52	17	五経正義(ごぎょうせいぎ)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (読み方について誤解する。)	3-(3)	
9	59	囲み	「資料2ヴィシュヌ神」中、「ブッタ」 同ページQ1の「ブッタ」、及び囲み「資料3『ギーター=ゴーヴィンダ(牛飼い	誤植である。	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-111		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			の詩)』中の「マータヴァ」も同様。			
10	74	囲み	「資料2コンスタンティヌス帝」中, 「キリスト (Χριστιανισμός)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ギリシア語表記)	3-(3)	
11	76	7 - 8	都市ローマには「パンと見世物」を楽しみに生きる100万人もの下層市民が住み、都市文化が花開いた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「100万人もの下層市民」)	3-(3)	
12	91	表	1649 ウェストファリア条約	不正確である。 (年次)	3-(1)	
13	130	側注1	カルティエ(1494～1557)	不正確である。 (生年)	3-(1)	
14	148	19	三十年戦争(1618～30年)	不正確である。 (終結年)	3-(1)	
15	153	図10	「大西洋をめぐる三角貿易」中、アフリカ沿岸の緑色の部分	生徒にとって理解し難い図である。 (凡例不備)	3-(3)	
16	155	23 - 24	フリードリヒ2世(在位1740～84)	不正確である。 (在位最終年)	3-(1)	
17	164	下グラフ	「資料1人口1人あたりの所得の変化」(全体)	生徒にとって理解し難い図である。 (1800年以後のグラフ上の変化について、二本に分かれた線がそれぞれの地域の「人口1人あたりの所得」を表しているのか不明なため、理解し難い。)	3-(3)	
18	196	図1	「アジアにおける三角貿易(1839年)」中、「アヘン219」	不正確である。 (金額)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-111		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
19	199 - 200	13 - 4	日本は、開国以降の国内の混乱をおさめ、1868年には天皇親政の明治政府が成立した(明治維新)。……さらに、大日本帝国憲法の公布と議会の設置により立憲国家へと転換した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「(明治維新)」が1868年の明治政府成立のみを意味しているかのように誤解する。)	3-(3)	
20	201	12 - 13	その製品は日常生活全般に大きな影響を与えたので、第2次産業革命と呼ばれる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (第2次産業革命と呼称する理由)	3-(3)	
21	210	写真3	「義和団」中、「義和団の団員は拳法を習得し、伝統的な矛などの武器で武装していた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (義和団の説明)	3-(3)	
22	211	図4	「日露戦争」中、「栗(清・韓国)」	生徒にとって理解し難い表現である。 (210ページ15-17行目「1897年、朝鮮は国号を大韓帝国と改めて独立国であることを示したが、日本とロシアがその支配権をめぐる争っていた。」に照らして、清をも栗と表現するのは理解し難い。)	3-(3)	
23	233	右下図 3	「ブロック経済圏の形成」中、ソ連	生徒にとって理解し難い図である。 (塗色)	3-(3)	
24	235	19 - 20	1937(昭和12)年7月の盧溝橋事件を機に日中は全面戦争に突入し(日中戦争)、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日中戦争の経緯)	3-(3)	
25	235	22 - 23	国民政府はソ連・アメリカ合衆国・イギリスなどの援助を受け、政府を重慶に移して抵抗を続けた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時系列)	3-(3)	
26	240	12 - 14	1930年代末から「創氏改名」などの皇民化政策が進められた朝鮮では、労働者が日本本土に強制的に連行され、戦争末期には徴兵制も適用された。	政府の統一見解に基づいた記述がされていない。 (「強制的に連行され、」)	固有 1-(5)	
27	245	囲み	「ニュルンベルク国際軍事裁判では何が裁かれたのだろうか」中、「第一次世界大戦後、連合国は戦争犯罪を処罰することを基本方針とした。」	誤りである。 (「第一次」)	3-(1)	
28	261	1 - 5	78年に復権した鄧小平を中心とした新指導部は、計画経済から市場経済への転換をはかり、農業・工業・国防・科学技術の「四つの現代化」など改革・開放路線を推進していった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「78年に」が「復権した」を修飾しているように見える。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-111		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
29	263	18	レーガン(1911～2004(在任1982～87))	不正確である。 (在任期間)	3-(1)	
30	267	18 - 19	90年12月にはソ連との国交が樹立され、	不正確である。 (時期)	3-(1)	
31	274	1 - 3	一方、アメリカ合衆国は……北米自由貿易協定(NAFTA)を発足させた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北米域内の貿易協定の経緯と現状)	3-(3)	
32	274	4 - 6	さらに2010年代には環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉が進み、18年に発効した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (発効した協定の名称)	3-(3)	
33	276	12	2011年にはギリシアなどで財政危機が発生した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (財政危機の展開)	3-(3)	
34	277	グラフ 1	「世界人口の推移」(全体)	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (縦軸の目盛り及び省略記号)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-112		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	20	側注②	打製石器に加えて磨製石器を使うようになった時代を新石器時代といい、早い地域では8000年前くらいに始まった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (新石器時代が始まった時期)	3-(3)	
2	20	側注③	鉄器は2000年ほど前から製作が始まり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (鉄器の製作が始まった時期)	3-(3)	
3	22	右上写真	「シュメール人の都市ウルのジググラト(聖塔)」	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (復元だとわからない。)	3-(3)	
4	100	上中囲み	「コーラン」中、「江上波夫監修『新訳世界史資料・名言集』」  (171ページ, 右中囲み「シャルダン『ペルシア旅行記』(1711年)」中,	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (出典)	3-(3)	
			「歴史学研究会編『世界史資料集2』」も同様)			
5	105	下表	1588 スペイン無敵艦隊、イングラドに敗れる	脱字である。 (「イングラド」)	3-(2)	
6	109	8 - 10	フラグとモンゴル系・トルコ系の遊牧民を主とする軍は、・・・イル＝ハン国と呼ばれる政権を建てた。	表記が不統一である。 (同ページ4行目, 120ページ17行目, 及び同ページ右下図「モンゴル帝国の系図」には、「フレグ」とある。)	3-(4)	
7	110	22 - 24	すでに8世紀には、ガーナ王国がこの地域にあり、サハラ砂漠をこえて地中海沿岸地域から運ばれた塩と金を交換する交易で栄えていた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (運搬ルート)	3-(3)	
8	115	3	趙匡胤(ちょうきょいん)	脱字である。 (「ちょうきょいん」)	3-(2)	
9	120	右下図	「モンゴル帝国の系図」中、「ハイドウ」	表記が不統一である。 (121ページ側注④には、「カイドウとクビライとの長期にわたる争い(カイドウの乱)」とある。)	3-(4)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-112		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	158	9 - 10	室町幕府の3代将軍足利義満は明から「日本国王」に封ぜられ、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「日本国王」に封ぜられ) たときの足利義満の地位)	3-(3)	
11	173	左下図	「16世紀末のムガル朝」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (縮尺)	3-(3)	
12	220	右7- 11	最初の一文「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずと言えり」は・・・、アメリカ独立宣言の引用である。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (引用部の範囲)	3-(3)	
13	228	右上図	「北アメリカ植民地の変遷(1776～83年)」中、「スペイン植民地」の塗色部分	生徒が誤解するおそれのある図である。 (範囲)	3-(3)	
14	234	左下囲み	「Q」中、「ビット(英首相)」	誤植である。 (人名)	3-(2)	
15	248	側注①	合衆国憲法では各州に配分する下院議員算出の根拠となる人口を計算する際に、黒人を0.6人とすることを定めていた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (カテゴリー)	3-(3)	
16	312	20	ドイツに多額の賠償金支払いを要求した。(→p.○)	生徒にとって理解し難い表現である。 (参照ページがわからない。)	3-(3)	
17	351	29 - 30	63年には米ソ首間のホットライン(直通電話)が開設され、	脱字である。	3-(2)	
18	374	10 - 11	94年北米自由貿易協定(NAFTA)を成立させ、カナダ・メキシコと自由貿易圏をつくった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北米域内の貿易協定の経緯と現状)	3-(3)	
19	375	18 - 22	ブッシュ大統領はついで、・・・2003年3月イラクに対して開戦した(イラク戦争)。イギリスなどはこれに同調したが、国連安保理はフランスなどが反対して武力行使を容認しなかった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (イラク戦争時の国連安保理の態度)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-112		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
20	377	11 - 12	さらに2002年からは単一通貨ユーロを導入して、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ユーロ「導入」の時期)	3-(3)	
21	386	9 - 10	日本が北朝鮮と国交を回復することは容易ではなく、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「国交を回復」)	3-(3)	
22	388	左下写真	「北極海の海水減少」	誤植である。	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検 定 意 見 書

受理番号 103-113		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	4	左下表	「主要人名・地名対照表」中、「ダンツイヒ（イタリア語）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（言語）	3-(3)	
2	6	右下表	「(例)エルサレムの歴史からパレスチナ問題を考える」中、「0 イエスの刑死」	生徒が誤解するおそれのある表である。（年代）	3-(3)	
3	8	囲み6	「イスラエル建国宣言（1948年5月11日）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（日付）	3-(3)	
4	15	囲み10	「日本最古のカレー調理法（1872年）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（水の分量）	3-(3)	
5	22	上図	地図中、「肥沃な三日月地帯」の塗色部分	生徒が誤解するおそれのある図である。（範囲）	3-(3)	
6	25	14 - 16	ミケーネ文明は、前12世紀に・・・滅びたとみられる。そのうち、西アジアとエーゲ海地域は鉄器時代をむかえた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（西アジアの鉄器時代の時期）	3-(3)	
7	47	側注①	僭主（ギリシア語でテュランノス）とは相続によらず君主の座を篡奪した者をさす。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（僭主の定義）	3-(3)	
8	47	図4	「4 フェニキア人とギリシア人の植民活動」中、「ギリシアの植民市」	生徒が誤解するおそれのある図である。（全てが植民市であるかのように誤解する。）	3-(3)	
9	51	5	ローマの市民権は、帝国の自由人すべてに与えられたが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。（ローマの市民権が、帝政期を通じて自由人すべてに与えられたかのように誤解する。）	3-(3)	
10	56	写真1	「アジャンター石窟寺院（インド）」中、「大小30あまりの石窟で構成された古代インドの仏教石窟寺院群。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（石窟の数）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 103-113		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	75	図4	「新羅商人の活動」中、「党項域」	誤植である。	3-(2)	
12	77	図6	「ノルマン人の活動」中、「両シチリア王国」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (93ページ8行目には「シチリア王国」とある。)	3-(3)	
13	81	7 - 10	また、ウマイヤ朝では、アラブ人が支配者集団を形成するとともに、税制などでアラブ人を優遇したため、イスラームに改宗した非アラブ人やシーア派の不満をまねき、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ウマイヤ朝がシーア派の不満をまねいた原因)	3-(3)	
14	86	図1	「13世紀の世界」中、高麗の塗色(108ページ図1「モンゴル帝国を訪問した使節・旅行家」も同様)	生徒が誤解するおそれのある図である。 (当時の状況)	3-(3)	
15	86	図2	「17世紀の世界」中、清の縁取り	生徒にとって理解し難い図である。 (凡例不備)	3-(3)	
16	87	図8	「ヨーロッパの主要都市」(全体)	引用された教材の扱いが公正でない。	2-(9)	
17	99	図3	「1400年ころの西ヨーロッパ」中、ユラン半島の塗色	生徒が誤解するおそれのある図である。 (当時の状況)	3-(3)	
18	101	図6	「契丹・北宋と東部ユーラシア」中、「東京大定府」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (都市名)	3-(3)	
19	101	図6	「契丹・北宋と東部ユーラシア」中、海南島の塗色(同ページ図7「金・南宋と東部ユーラシア」も同様)	生徒が誤解するおそれのある図である。 (当時の状況)	3-(3)	
20	103	図6	「東部ユーラシアの交易」中、契丹(遼)、高麗間の矢印	生徒が誤解するおそれのある図である。 (両勢力間での輸出入品目)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-113		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
21	119	図3	「航路の開拓とヨーロッパ諸国の進出地」中、2箇所ずつの「スペイン領」「ポルトガル領」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「分界線」の性質)	3-(3)	
22	125	図4	「16～17世紀のイスラーム世界」中、「神聖ローマ帝国」の塗色	生徒が誤解するおそれのある図である。 (当時の状況)	3-(3)	
23	127	写真5	「シク教徒(左)と6 黄金寺院(右)」中、「シク教は・・・ヒन्दゥー教の改革派。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (シク教の概要)	3-(3)	
24	139	11 - 17	1648年に結ばれたウェストファリア条約では、・・・オランダとスイスの独立が正式に承認された。この後も16～17世紀にかけて、ヨーロッパの各国は、宗教戦争に対応するなかで国家によ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時期)	3-(3)	
			る領域と教会組織の一元的支配を強めた。			
25	152	19 - 21	こうして、世界で最初の輸入代替工業化(輸入品の国産化)に成功したのがイギリス産業革命であった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「輸入代替工業化」の性格)	3-(3)	
26	153	側注①	石炭を高温で蒸し焼きにする工程で不純物を取り除く、高温燃焼・高純度の銑鉄製造法。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (コークス製鉄法の工程)	3-(3)	
27	161	表4	「ユダヤ人関連年表」中、「1938 「水晶の夜」事件→ドイツでユダヤ人への迫害開始」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「水晶の夜」の位置づけ)	3-(3)	
28	161	表4	「ユダヤ人関連年表」中、「1942 ヒトラー、ユダヤ人絶滅策を発表」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (1942年にこのような発表があったかのように誤解する。)	3-(3)	
29	168	16 - 19	世紀後半から第一次世界大戦直後にかけては、・・・南欧・東欧諸地域からの大量の移民が大西洋を渡り、フロンティアが拡大するアメリカ合衆国の中西部に殺到した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当時のフロンティアの状況)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-113		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
30	169	11	日本からの移民は、ハワイへの官約移民(1885～94)からはじまった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本からの移民の展開)	3-(3)	
31	172	写真1	「インド・ボンベイのヴィクトリア駅」中、「2004年、ユネスコの世界文化遺産に指定された。」 (228ページ、写真3「アブシンベル大神殿の移築」中、「この一件をきっかけに世界遺産の認定がはじまった。」も同様)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「指定」「認定」)	3-(3)	
32	179	表5	「朝鮮・清と日本の動き(19世紀後半)」中、「1889 大日本帝国憲法発布」	生徒にとって理解し難い表である。 (「1885 天津条約」との位置関係)	3-(3)	
33	185	3 - 6	中部アフリカのコンゴ地域はベルギー国王の私領とされ、例外的に自由貿易原理が適用された。工業化をすすめる日本も、コンゴ盆地条約を活用してアフリカへの進出が可能になり、周辺地域に綿布やメリヤス等の生活雑貨品を輸出した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本の「アフリカへの進出が可能」となった時期)	3-(3)	
34	186	表	「ロシアの拡大と対外関係」中、「中央アジア・極東方面」の列、「1854 日露和親条約(対日)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年代)	3-(3)	
35	192	写真1	「女性たちによるデモ行進(ロシア)」中、「「国際婦人デー」である2月23日、」	生徒にとって理解し難い表現である。 (同ページ、13-15行目「1917年3月、首都ペトログラド・・・で、・・・ストライキと暴動がおこった。」に照らして、暦法を理解し難い。)	3-(3)	
36	194	囲み	「日本の参戦」中、「青島を占領した日本は1915年、中国政府に山東権益の継承などをふくむ二十一カ条要求を受諾させた(→p.204)。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「二十一カ条要求」の全てを認めさせたかのように誤解する。)	3-(3)	
37	199	2 - 5	この国際連盟では、・・・専門機関として国際司法裁判所、・・・などが設けられた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (機関名)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-113		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
38	199	図5	「第一次世界大戦後のドイツ」中、図上部の「軍備禁止区域」の塗色	生徒が誤解するおそれのある図である。 (当該地域の性格)	3-(3)	
39	199	図5	「第一次世界大戦後のドイツ」中、「連合軍占領地域」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (範囲)	3-(3)	
40	200	グラフ4	「都市の人口の推移」	生徒にとって理解し難いグラフである。 (凡例とグラフが対応していない。)	3-(3)	
41	207	12 - 14	ベトナムでは、1930年にホーチミンが共産党をつくり、翌年には工場労働者と農民が一体となった大規模な武装闘争運動がおこった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「武装闘争運動がおこった」時期)	3-(3)	
42	213	図6	「ドイツの対外進出」中、「ラインラント非武装地帯の占領(1936.3.7)」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「占領」)	3-(3)	
43	219	囲みH	「ジョン＝ヘイ「第1次門戸開放通牒」(1899年9月6日)」中、「自国船緒(しよ)」	誤記である。 (「船緒(しよ)」)	3-(2)	
44	222	写真4	「板門店の北緯38度線の休戦ライン」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「休戦ライン」の位置)	3-(3)	
45	223	右下囲み	「問いのステップ」中、「③5には、インドネシアの人々のどのような思いがこめられているだろうか。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (同ページ、図5「第二次世界大戦後のアジア」は、この問いに対応していない。)	3-(3)	
46	227	図20	「カフカス地方の民族分布」中、「チェチェン人」の塗色部分	生徒が誤解するおそれのある図である。 (分布範囲)	3-(3)	
47	234	1	1951年10月に発足した国際連合では、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時期)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-113		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
48	235	図4	「東西両陣営の安全保障体制」中、「ソコトラ」と「ダハラク島」の点	生徒が誤解するおそれのある図である。 (所属陣営)	3-(3)	
49	243	写真1 1	「オイル・タンカー（右）」	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (被写体の船種)	3-(3)	
50	244	12 - 14	経済成長とともに民主化を求める動きが台頭し、・・・軍事政権がつづいていた韓国では1988年、直接選挙によって盧泰愚が大統領に選ばれた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (韓国の民主化の過程)	3-(3)	
51	246	1 - 4	1985年にソ連共産党書記長となったゴルバチョフは、硬直化したソ連の政治経済システムの改革をめざし、「人間の顔をした社会主義」を掲げてその再生を試みた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ゴルバチョフが「人間の顔をした社会主義」を掲げたかのように誤解する。)	3-(3)	
52	247	9 - 11	しかし、2003年のイラク戦争では、アメリカが大量破壊兵器の保有を理由にイラク侵攻を主張したのに対して、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「侵攻」)	3-(3)	
53	250	表1	「持続可能な開発に向けた国連の歩み」中、「2012 国連持続可能な開発会議（リオ+10）」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (会議の通称)	3-(3)	
54	252	12 - 13	その成果として、アメリカは1968年に人類をはじめて月面に送りこむことに成功した（アポロ11号）。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時期)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-100		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	5	右下囲み	「凡例」中，「攻略」	誤植である。	3-(2)	
2	10	側注①	約7000万年前には，海面が現在よりも2～3m，場所によっては数m高かったと考えられている。	不正確である。 (「7000万年」)	3-(1)	
3	20	18 - 19	『魏志倭人伝』	表記が不統一である。 (17ページ4～5行目，側注⑩，及び囲み17では「『魏志』倭人伝」)	3-(4)	
4	23	写真3	「さまざまな木簡」中，eの「紀朝臣真人」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「真人」)	3-(3)	
5	31	側注④	厩戸王と蘇我馬子らは冠位をさづけ，	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (冠位を授与する主体)	3-(3)	
6	67	囲み4	「鳥羽院序下文案」中，「立券言上すべし。(中略)御年貢能米拾斛」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (中略部分があるかのように誤解する。)	3-(3)	
7	68	囲み	「上皇の財力」中，「知行国主や受領を任命することができた上皇」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (71ページ囲み3「受領の任命」との関係)	3-(3)	
8	69	写真9	「強訴する僧兵と神人」キャプション中，「『大山寺縁起絵巻』，東京大学史料編纂所蔵」 (85ページ写真キャプション中，「東郷荘の下地中分絵図(東京大学史料編纂所蔵)」も同様。)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (原本の写真であるかのように誤解する。)	3-(3)	
9	72	26 - 27	忠盛は白河上皇の命令であるとして貿易をめぐる大宰府の役人と争い，	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (命令主体)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 103-100		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	78	11	銅銭（4, 約25万トン, 約800万枚）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （重量）	3-(3)	
11	79	囲み9	「交易されていた唐物に関する記録」中、「第一に立つ物なり」	脱字である。 （「第一に立つ」）	3-(2)	
12	82	10 - 11	1185(文治元)年11月に・・・全国に義経搜索のための軍事態勢を構築することを承認させた(文治勅許)。 （同ページ下囲み「鎌倉幕府の成立過程」中、「④1185(文治元)年11月……	生徒にとって理解し難い表現である。 （324ページ年表中、「1185・・・源頼朝、守護・地頭任命の権利を獲得」との関係）	3-(3)	
			頼朝が全国的な軍事態勢の構築を朝廷から承認されたとき」も同様)			
13	86	写真3	『吾妻鏡（吉川(よしかわ)本)』	不正確である。 （ルビ）	3-(1)	
14	90	図2	13世紀後半のモンゴル帝国の勢力範囲	生徒が誤解するおそれのある図である。 （中央アジアの状況）	3-(3)	
15	93	囲み1 1	「御家人の救済」中、「①六波羅探題へ通達された鎌倉幕府の箇条書きの法」	生徒にとって理解し難い表現である。 （引用史料の条文との関係）	3-(3)	
16	100	図7	「足利氏系図」中、「義教」の左隣の「義昭（よしあき）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ルビ）	3-(3)	
17	101	囲み2 2	「足利義教の殺害について記した日記」中、「此の如きの犬死（いぬじに）には、古来その例を聞かざる事なり。」	誤記である。 （「犬死（いぬじに）には」）	3-(2)	
18	105	写真1 7	「志苔館跡近くで発掘された出土銭」キャプション中、「37万枚余の銅銭」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （員数）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検 定 意 見 書

受理番号 103-100		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
19	107	側注4	大山崎の油座は、石清水八幡宮末社の大山崎離宮八幡宮を本所とした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「本所」の意味)	3-(3)	
20	108	囲み8	「惣の掟」中、「サイメ・・・相論・・・これを停止せられをはんぬ。此の上若しハ」	誤記である。	3-(2)	
21	109	5 - 12 右	「この町は・・・治めている。……日本全国、この堺の町より・・・閉じる。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (全文が一通の報告書からの引用であるかのように誤解する。)	3-(3)	
22	114	囲み	「吉崎御坊と蓮如」中、「1470(文明2)年、・・・吉崎に拠点をかまえた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年次)	3-(3)	
23	135	図5	「江戸市街図」中、「日光道中」	生徒にとって理解し難い図である。 (162ページ図16「主要な街道と関所」中、「日光道中」との関係)	3-(3)	
24	143	囲み9	「寺院法度」中、「叶うべからざる」、「非学たるといへども」、「勤めるといへども」	生徒にとって理解し難い表現である。 (現代仮名遣いと歴史的仮名遣いの混在)	3-(3)	
25	160	4	中国銭や日本の模造銭などの中国の貨幣	生徒にとって理解し難い表現である。 (「日本の模造銭」と「中国の貨幣」との関係)	3-(3)	
26	169	35 左	大喜多家がたずさわった甘藷栽培	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (栽培した作物)	3-(3)	
27	187	写真	「開港後の横浜」中「神奈川県立博物館蔵」	不正確である。 (所蔵者名)	3-(1)	
28	188	図3	欧米列強のアジア進出	生徒にとって理解し難い図である。 (塗色)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-100		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
29	193	18	下関海峡 (同ページ20行目も同様)	表記が不統一である。 (同ページ10行目では「関門海峡」)	3-(4)	
30	204	囲み1	「徴兵告諭」中、「世襲座食ノ士(武士)ハ其禄ヲ廢シ、」	不正確である。 (「廢シ」)	3-(1)	
31	207	3 - 4	1873年からは太陰太陽暦を実施し、	不正確である。 (実施した暦)	3-(1)	
32	209	下囲み	「民衆生活への介入」中、「1872年に政府が出した違式詿違条例は、東京府で出されたものをモデルとした・・・法令である。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年次)	3-(3)	
33	212	9 - 19	国境の画定(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)ーク「領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れる」)	2-(1)	
34	220	19 - 21	つづく・・・第2次伊藤内閣のもとでも、民党が政府提出の予算案を大幅に削減したため、政府は衆議院の解散という手段をとって対抗した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (第2次伊藤内閣が衆議院の解散を行った理由)	3-(3)	
35	227	囲み6	「インド産綿花輸送についての取り決め」中、「五万俵に対する不足標数」	誤植である。 (「標数」)	3-(2)	
36	228	囲み7	「工場法」中、「第三条・・・一日二十二時間ヲ超エテ」	脱字である。 (「一日二十二時間」)	3-(2)	
37	229	16	製糸工場で働いていること(17人)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (人数)	3-(3)	
38	237	写真1 3	「孫文」キャプション中、「「三民主義」(民族主義・民権主義・民主主義)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (三民主義の内容)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-100		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
39	245	25 - 26 左	1924（大正13）年には阿賀野川から分岐する大河津分水が完成した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（河川名）	3-(3)	
40	252	9 - 10	九か国条約が結ばれ、石井・ランシング協定が破棄された	生徒が誤解するおそれのある表現である。（328ページ年表中、「1917・・・11 石井・ランシング協定(23年廃棄)」に照らして誤解する。）	3-(3)	
41	260	側注④	日本では数万から数十万以上など諸説あり、	生徒にとって理解し難い表現である。（日本における学説状況）	3-(3)	
42	264	2 - 3	日米通商航海条約の破棄を通告した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「破棄」）	3-(3)	
43	280	囲み2	「サンフランシスコ平和条約」中、「第二条（a）・・・この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。」	誤記である。	3-(2)	
44	283	囲み7	「新日米安全保障条約」中、「第十条 この条約が十年間効力を存続した後は、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（省略部分の存在）	3-(3)	
45	285	囲み1 4	「日韓基本条約」中、「一九一〇年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓民国との間で締結された」	不正確である。（国名）	3-(1)	
46	294	グラフ 1	ドルの対円相場・・・の推移	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。（推移の状況）	3-(3)	
47	296	グラフ 8	輸出入額の推移	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。（縦軸の単位）	3-(3)	
48	313	11	国指定の重要民俗無形文化財	不正確である。（名称）	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-100		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
49	317	20 - 21	東京を中心とする地域で約10万5000人が犠牲となった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。(人数)	3-(3)	
50	321	12 - 14	1924(大正13)年に東京市が、・・・「職業婦人」合計900人を対象に行った調査	生徒が誤解するおそれのある表現である。(調査の行われた時期、及び対象)	3-(3)	
51	329	年表	「世界」欄中、「71・・・中華人民共和国、国連代表権を回復」	生徒が誤解するおそれのある表現である。(「回復」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-101		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	7	12 - 13	文字で記された国家に関する文字史料，いわゆる公文書のみが，過去の事実を伝える価値のある資料と考えられていたんだ。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (公文書のみが過去の事実を伝える価値のある資料であるかのように誤解する。)	3-(3)	
2	15	図1	「縄文時代のおもな遺跡」中，「吉胡貝塚」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「吉胡貝塚」の所在地)	3-(3)	
3	25	22	『魏志倭人伝』	表記が不統一である。 (27ページ囲みには「『魏志』倭人伝」とある。)	3-(4)	
4	33	側注3	部曲には……韓鍛冶部・錦織部・陶部などがある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (部曲とされるもの)	3-(3)	
5	37	囲み	「遣隋使の派遣(中国の史料)」中，「使者言ふ」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「言ふ」)	3-(3)	
6	53	囲み	左囲み中，「讃岐国美貴郡①」，脚注「①現香川県東かがわ市周辺」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (讃岐国美貴郡の現在の区域)	3-(3)	
7	66	囲み	資料①「県主族安多を戸主とする戸籍の記載」中，「次小身年三十 正丁… …戸主妻阿戸部加比売 年六十二 次女」	誤記である。 (「年三十」「阿戸部加比売」)	3-(2)	
8	72	15	「日本」という国号は，大宝律令によって対外的な呼称として定められたものですね。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (学説状況に照らして断定的にすぎる。)	3-(3)	
9	73	15 - 16	摂政・関白の登場以後，上皇・征夷大将軍と，政治は天皇の代行者が担います。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (政治を天皇の代行者として担う職掌・地位)	3-(3)	
10	77	囲み	「地域を見る目 上野国新田荘」中，「新田義国」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (81ページ「5 源氏略系図」に照らして誤解のおそれがある。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 103-101		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	78	側注1	寄進地系荘園ともいう。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (領域型荘園との関係性)	3-(3)	
12	80	側注	「強訴」中、「強訴は、神が朝廷に陳情するもの。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (強訴の性格)	3-(3)	
13	81	図3	平泉要図	生徒にとって理解し難い図である。 (オレンジ、緑の点線の意味するもの。)	3-(3)	
14	86 - 87		歴史資料と中世の展望(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)ウ「歴史資料や遺構の保存・保全などの努力が図られていることに気付くようにすること。」)	2-(1)	
15	91	10 - 11	1190(建久元年)年、頼朝は挙兵後始めて上洛して東大寺供養に出席し	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (1190年に源頼朝が東大寺供養に出席したかのように誤解する。)	3-(3)	
16	99	図2	「伯耆国東郷荘の下地中分の絵図」中、「(東京大学史料編纂所蔵)」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (模本であることがわからない。)	3-(3)	
17	100	図1	「蒙古襲来絵詞(部分)」中、「左3名のモンゴル兵と右端の松は、季長の存命中に追筆されたと考えられる。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (追筆された時期について誤解する。)	3-(3)	
18	101	写真4	石塁 福岡市生の松原に残る元軍防御のための石塁。	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (全体が当時のものであるかのように誤解する。)	3-(3)	
19	102	側注	「Key Word 徳政令」中、「徳政が債務破棄の意になるのは、永仁の徳政令が最初である。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (永仁の徳政令の説明)	3-(3)	
20	102	囲み	「永仁の徳政令」中、「永仁五年七月二十二日」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当該史料文に直接記された日付であるかのように誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 103-101		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
21	107	18	後醍醐天皇らの討幕運動	表記が不統一である。 (110ページ12行目には「倒幕」とある。)	3-(4)	
22	111	囲み	「二条河原落書」中、「天下統一メヅラシヤ」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「天下統一」)	3-(3)	
23	112	図2	「守護の権限の拡大」中、「1185～大犯三カ条(京都大番役の催促, 謀叛人・殺人逮捕の権限)」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (1185年に大犯三カ条が制定されたかのように誤解する。)	3-(3)	
24	119	18 - 19	明は朝貢貿易の規模は縮小した。	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
25	121	側注2	室町時代なかごろになると、神社の神人や、天皇家から商業特権を認められた供御人たちも、活発に活動するようになった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (座での活動が活発になった時期について誤解する。)	3-(3)	
26	124	図1	応仁の乱	生徒にとって理解し難い図である。 (大徳寺、清水寺の位置付け)	3-(3)	
27	127	21 - 22	仏教・儒教や詩文などが出版された(五山版)。	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
28	140	表	「中世の戦乱の関連年表」中、「琉球統一戦争」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な歴史用語であるかのように誤解する。)	3-(3)	
29	160	囲み	「寛永令」中、「津留③」「法度④」も同様	生徒にとって理解し難い表現である。 (側注との対応関係)	3-(3)	
30	205	囲み	「安藤昌益の『自然真営道』」中、「下ヲ取ル」	脱字である。	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-101		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
31	230	囲み	資料③中、「この牛小屋の持ち主が好調で、村一番の富豪で、」	誤記である。 「好調」	3-(2)	
32	240	囲み	「民撰議院設立の建白」中、「政刑情実ニ成リ」「即チ有司ノ権限ル所アツテ」	誤記である。 (「政刑情実」「即チ」)	3-(2)	
33	241	グラフ 3	幕末から明治前期の一揆	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (発生件数)	3-(3)	
34	280	表	資料2中、明治30年の(B)欄	生徒が誤解するおそれのある表である。 (データがないかのように誤解する。)	3-(3)	
35	281	囲み	資料4中、「「虎列刺」伝染病ありの数字を記して」	誤記である。 (「伝染病ありの」)	3-(2)	
36	293	表3	「おもな国際条約」中、「九か国条約(1922.2)」「日本は二十一か条の要求の一部を放棄。」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (九か国条約により、日本が二十一か条要求の一部を放棄したかのように誤解する。)	3-(3)	
37	293	表3	「おもな国際条約」中、「四か国条約」「日英同盟破棄」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「破棄」)	3-(3)	
38	303	グラフ 5	マスコミの発達	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (縦軸の単位)	3-(3)	
39	316	囲み	「国家総動員法」中、「物資ノ生産、修理、……」	脱字である。 (「物資ノ生産」)	3-(2)	
40	321	図2	アジア・太平洋戦争関係図	生徒が誤解するおそれのある地図である。 (塗色)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検 定 意 見 書

受理番号 103-101		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
41	329	囲み	「解説」中、「朝鮮人の日本への連行は、……1942年からは……強制連行の実施が拡大され、その数は全体で約80万人に達した。」	政府の統一的な見解に基づいた記述がされていない。	固有1-(5)	
42	361	13	1992年には軍人出身ではない金泳三大統領が就任するなど	生徒が誤解するおそれのある表現である。(金泳三の大統領就任年)	3-(3)	
43	361	18	日本軍慰安婦制度	生徒が誤解するおそれのある表現である。(日本軍と慰安婦の関係について)	3-(3)	
44	365	囲み	「地域を見る目 アイヌ民族の戦後」中、「2008年、アイヌ民族を先住民族とする国会決議が出され、	生徒が誤解するおそれのある表現である。(国会決議の内容)	3-(3)	
45	365	16 - 19	日本は、ただちにテロ対策特別措置法を制定し、……自衛隊発足以来、はじめての戦地への海外派遣となった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。(自衛隊の海外派遣について)	3-(3)	
46	365	19 - 21	2003年には、アメリカ・イギリスなど有志連合は、……国連の決議がないまま「テロとの戦い」をかかげてイラク戦争を開始した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。(イラク戦争の経緯)	3-(3)	
47	378	22 - 23	近現代では、韓国併合以前から朝鮮人を日本に連行している	生徒が誤解するおそれのある表現である。(韓国併合以前における朝鮮人の日本への流入について)	3-(3)	
48	380	表1	日本の文化・コンテンツに関心のあるもの	学習上必要な年次が示されていない。	2-(11)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-102		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	表見返		国県名対象図	誤植である。 (3ページ目次に「国県名対照図」とある。)	3-(2)	
2	6	左下表	「日本」中、「727 渤海の使い、はじめて日本にくる」、「802 坂上田村麻呂、胆沢城をきづく」、「894 菅原道真、遣唐使の派遣中止を建議」、「710 平城京遷都」、「794 平安	生徒が誤解するおそれのある表である。 (時系列)	3-(3)	
			京遷都」			
3	7	上囲み	「東アジアと日本の動き」中、「蝦夷(えぞ)」	表記が不統一である。 (31ページ2行目、36ページ3行目、38ページ16行目に「蝦夷(えみし)」とある。)	3-(4)	
4	7	右下写真	吉野ヶ里遺跡(佐賀県)	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (復元であることがわからない。)	3-(3)	
5	11	写真6	土偶…と縄文土器(…山梨県立考古学博物館蔵)	不正確である。 (所蔵館名)	3-(1)	
6	11	右下写真	相沢忠洋が発見した槍先型尖頭器	誤記である。 (写真番号が右上写真「土偶…と縄文土器…」と重複している。)	3-(2)	
7	13	囲み	「弥生時代のはじまりは？」中、「弥生時代のはじまりは…稲作がはじまったのは紀元前10～8世紀にさかのぼることがわかってきた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (弥生時代の始期と、稲作の開始時期についての学説状況)	3-(3)	
8	18 - 19		「歴史資料と原始・古代の展望」(全体) 56-57ページ「歴史資料と中世の展望」(全体)、104-105ページ「歴史資料と近世の展望」(全体)、154-155ページ「歴史資料と近代の展望」(全体)も同様。	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)ウ「歴史資料や遺構の保存・保全などの努力が図られていることに気付くようにすること」)	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-102		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
9	24	3 - 5	そうして2万年前には最初の家畜、犬が誕生した。日本列島にも、旧石器時代に人といっしょにやってきた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (犬の日本列島渡来時期についての学説状況)	3-(3)	
10	26	図3	6世紀後半の東アジア情勢	生徒が誤解するおそれのある図である。 (倭の塗色)	3-(3)	
11	26	左囲み	「史料4『隋書』倭国伝」中、「皇祖文帝は、」	誤植である。 (「皇祖」)	3-(2)	
12	28	図4	「天皇家系図」中、「数字一系図内の即位順序」	生徒にとって理解し難い図である。 (数字の根拠)	3-(3)	
13	29	図6	壬申の乱関係図	生徒が誤解するおそれのある図である。 (縮尺)	3-(3)	
14	30	上囲み	「長屋王邸宅の発掘」中、「長屋親王鮑大贄十編」 30ページ写真1の「長屋親王鮑大贄十編」も同様。	脱字である。 (「長屋親王鮑大贄十編」)	3-(2)	
15	35	4 - 5	墾田永年私財法を定め、…耕作した田の私有を認めた。 35ページ史料6「墾田永年私財法」中、「土地を耕した者の…私有地と認め	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (墾田永年私財法が認めた私有の対象)	3-(3)	
			、」も同様。			
16	36	写真1	多賀城跡	生徒が誤解するおそれのある図である。 (南北大路から曲がる路と国司館との位置関係)	3-(3)	
17	41	7	朝鮮半島の新羅は936年に高麗に…滅ぼされた。	生徒にとって理解し難い表現である。 (22ページ6行目には「新羅 4世紀なかば～935とある。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-102		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
18	42	10	班田収受	誤植である。 (「収受」)	3-(2)	
19	47	写真5	「伊予国から鯖を平城宮に貢進した際の荷札」説明中、「17歳～20歳の男性を「中男」といい、正丁(21歳～60歳の男性)の半額の税を負担した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (31ページ表6に照らして、中男の税負担を誤解する。)	3-(3)	
20	47	写真6	「長屋王邸宅跡から出土した木簡」説明中、「山背国乙当(おとあて)郡出身で、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「乙当」のルビ「おとあて」)	3-(3)	
21	47	写真7	島根県・青木遺跡復元模型(島根県立出雲歴史博物館蔵)	不正確である。 (所蔵館名)	3-(1)	
22	47	写真8	火葬のはじまり(…奈良県橿原考古学研究所附属博物館蔵)	不正確である。 (所蔵館名)	3-(1)	
23	51	表	「戦乱・一揆」中、「嘉吉の土一揆」, 「嘉吉の乱」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (時系列)	3-(3)	
24	57	上囲み	「史料2」中、「むさの世になりけるなり。」	脱字である。 (「なりけるなり」)	3-(2)	
25	59	12	1181(養和元)年の平氏による南都焼打ちで、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年次)	3-(3)	
26	63	図3	田植えの様子(『大山寺縁起絵巻』, 東京大学史料編纂所蔵)	生徒が誤解するおそれのある図である。 (模本であることがわからない。)	3-(3)	
27	63	写真5	鎌倉で出土した、①すごろく版と駒	誤植である。 (「すごろく版」)	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-102		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
28	65	図5	下地中分絵図（伯耆国東郷荘，東京大学史料編纂所蔵）	生徒が誤解するおそれのある図である。 （模本であることがわからない。）	3-(3)	
29	67	図8	寛喜の飢饉の様子	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （タイトル）	3-(3)	
30	68	写真3	石築地（生の松原）	生徒が誤解するおそれのある写真である。 （全体が当時のものであるかのように誤解する。）	3-(3)	
31	72	表2	「全国68か所の守護」中，「1230年代（御成敗式が制定されたころ）」	脱字である。 （「御成敗式」）	3-(2)	
32	74	写真1	「足利尊氏坐像」説明中，「執権北条時高」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「北条時高」）	3-(3)	
33	75	右下囲み	「武士の争いと庶民の歌」中，「1340年，畠山氏が対立する武士を京都から追い，ふたたび大乱になるとの噂が流れた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （年次）	3-(3)	
34	76	図1	「花の御所（『洛中洛外図屏風』，米沢市上杉博物館蔵）」説明中，「足利義満がつくった邸宅。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （描かれている建物が「足利義満がつくった邸宅」とであると誤解する。）	3-(3)	
35	76	図2	「京都の地図」中，「室町幕府跡（花の御所）」	生徒が誤解するおそれのある図である。 （「室町幕府跡」の位置）	3-(3)	
36	77	図5	水墨画（「瓢鮎図」大功如拙画筆，…）	誤植である。 （「大功」）	3-(2)	
37	85	写真4	「枯山水庭園（京都 竜安寺）」説明中，「庭石の裏側に，「小太郎」「清治郎」という造園技術者の名前が刻まれている。」	誤植である。 （「清治郎」）	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-102		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
38	85	5	茶道のもととなる侘茶は庶民にまでひろまった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「侘茶」の普及状況)	3-(3)	
39	86	図1	さまざまな職業 (『職人歌合』, 国立国会図書館蔵)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「職人歌合」)	3-(3)	
40	90	側注1	幕府が主導する山鉾巡業は,	誤記である。 (「巡業」)	3-(2)	
41	91	図4	戦国大名の勢力範囲	生徒にとって理解し難い図である。 (時期)	3-(3)	
42	92	図1	草紙類を読む子ども (『春日権現験記絵』, 東京国立博物館蔵)	生徒が誤解するおそれのある図である。 (模本であることがわからない。)	3-(3)	
43	93	図5	権頭 (ごんどう)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ルビ)	3-(3)	
44	94	左下表	「世界」中, 「1840 アヘン戦争」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (終結年が示されていない。)	3-(3)	
45	95	上囲み	「東アジアと日本の動き」中, 「漢民族からみると異民族である女真族が清を中国を統治するようになった。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「清を中国を統治するようになった。」)	3-(3)	
46	95	図	18世紀の世界	生徒が誤解するおそれのある図である。 (北米及びインドの状況)	3-(3)	
47	97	図5	「日本辺海略図」説明中, 「シーボルトが『日本』に掲載した図。」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (図)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 103-102		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
48	97	表6	「近世の対外関係」中、「1600 オランダ船リーフデ号、豊後に漂着」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (1600年が17世紀であるかのように誤解する。)	3-(3)	
49	97	下囲み	「探究のポイント」中、「このあと、第43節から第47節では、」「第47節では」	生徒にとって理解し難い表現である。 (節番号)	3-(3)	
50	98	図1	15～16世紀の世界	生徒が誤解するおそれのある図である。 (航路、及び「分界線」の性質)	3-(3)	
51	100	18 - 19	翌年には小牧・長久手の戦いで、徳川家康と信長の子の織田信雄に勝利し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「小牧・長久手の戦い」の評価)	3-(3)	
52	102	左囲み	「史料4バテレン追放令」中、「一、伴天連の儀、…今日より廿日の間に用意仕り帰国すべく候。」「	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (省略部分があることが示されていない。)	3-(3)	
53	104	囲み	「史料1申維翰『海游録』」中、「栄えていないことはない。その心は安楽に慣れ、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (省略部分があることが示されていない。)	3-(3)	
54	107	図3	「江戸幕府の職制」中、「関東郡代（関東の幕僚支配、…）」	誤植である。 (「幕僚」)	3-(2)	
55	120	21	「土地の権利をめぐる争い」中、「信濃国（長野県）では、」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「長野県」)	3-(3)	
56	122	上囲み	「史料3上米令」中、「高壺万石に付八木百石積り差上げらるべく候。」「	生徒にとって理解し難い表現である。 (「八木百石」)	3-(3)	
57	123	図7	徳川氏系図	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「頼宣(紀伊)…(六代略)」,「宗尹(一橋)…斎敬」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-102		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
58	126	図3	「ラッコ皮の敷物にすわるアイヌ」説明中、「アイヌ首長のマウタラケの図。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「マウタラケ」)	3-(3)	
59	140	左下表	「世界」全体	生徒にとって理解し難い表である。 (「赤色は東アジアの動き」)	3-(3)	
60	140	左下表	「日本」中、「1894 日清戦争」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (終結年が示されていない。)	3-(3)	
61	140	図	19世紀なかばの世界	生徒が誤解するおそれのある図である。 (キューバの塗色)	3-(3)	
62	153	15 - 17	その不満を士族反乱という形で爆発させた。そのなかには、…副島種臣など、明治六年の政変で政府を去った者も含まれていた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「士族反乱」を起こした者)	3-(3)	
63	154	グラフ 1	徴兵検査の対象者数(その年に成年に達した者)と現役兵(陸軍)の数	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (「その年に成年に達した者」と「現役兵(陸軍)」の数、及び空白部分)	3-(3)	
64	155	表5	明治時代に編成されたおもな師団(全体では六八師団)	生徒にとって理解し難い表である。 (「明治時代に編成されたおもな師団(全体では六八師団)」、及び「第一二師団(久留米)」)	3-(3)	
65	156 - 157	18 - 7	蝦夷地から北海道へ(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)ク「明治維新や国民国家の形成などの学習において、領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れる」)	2-(1)	
66	159	上囲み	「史料3 民撰議院設立の建白」中、「政刑情実ニ成リ」「即チ有司ノ権限ル所アツテ」	誤記である。 (「政刑」「即チ」)	3-(2)	
67	162	写真1	「明治天皇…の肖像」中、④	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (写真上の吹き出し「④と⑤、天皇はどこにいるのかな?」に照らして誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検 定 意 見 書

受理番号 103-102		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
68	165	19	台湾征服戦争 165ページ図7の説明も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (この名称が一般的であるかのように誤解する。)	3-(3)	
69	167	図6	「日本人の中国観の変化」説明中、「 そらそら突くぞ奉天府」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「そらそら」)	3-(3)	
70	167	右囲み	李鴻章 (1871～1949)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (李鴻章の生没年について誤解する。)	3-(3)	
71	168	側注2	日本の動員兵力は約130万人,	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「約130万人」)	3-(3)	
72	170	図1	20世紀はじめの鉄道網	生徒にとって理解し難い図である。 (青森-函館間の青線)	3-(3)	
73	173	上囲み	史料3吉野の民本主義	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「意嚮」のルビ「いきょう」, 及び「『日新真事誌』」)	3-(3)	
74	174	14 - 18	1915年, 大隈重信内閣は袁世凱政権に 二十一か条要求をつきつけた。…日本 政府は要求を認めさせた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「二十一か条要求」の全てを認めさせたか のように誤解する。)	3-(3)	
75	175	上右囲 み	「史料6元老井上馨の進言」中, 「日 本ノイ利権」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「日本ノイ利権」)	3-(3)	
76	181	右中囲 み	「母性保護論争」中, 「男性の発言は みられなかった。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (論争で男性の発言がなかったかのように誤解 する。)	3-(3)	
77	181	写真4	「さまざまな「改造」」説明中, 「( …北一輝『日本改造法案』)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (書名)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-102		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
78	182	図1	日本の植民地の拡大	生徒が誤解するおそれのある図である。 (日本の委任統治領)	3-(3)	
79	183	写真7	移民をよびかけるポスター(1900年ころ)	生徒にとって理解し難い表現である。 (ポスターの時期)	3-(3)	
80	185	表4	京城府の人口の推移	生徒が誤解するおそれのある表である。 (「民族別単位：万人」)	3-(3)	
81	188	写真2	ロンドン海軍軍縮会議で演説する若槻礼次郎主席全権	誤植である。 (「主席」)	3-(2)	
82	192	左囲み	「南京事件」中、「犠牲者数は約20万や10数万、それ以下など諸説あるが、」	通説的な見解がないことが明示されていない。	固有 1-(4)	
83	193	19 - 20	日本の家族制度を強制し日本式に改名させる創氏改名が実施された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「日本式に改名させる創氏改名」)	3-(3)	
84	195	14 - 15	約80万の朝鮮人を工場や炭鉱などに連行してはたらかせた。	政府の統一的な見解に基づいた記述がされていない。 (「連行」)	固有 1-(5)	
85	195	16	また多くの女性たちが日本軍慰安婦とされた。  219ページ囲み「歴史認識問題」中、「日本軍慰安婦」も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「日本軍」と「慰安婦」との関係について誤解する。)	3-(3)	
86	196	図1	全国主要都市での空襲・艦砲射撃	生徒が誤解するおそれのある図である。 (平塚の死傷者数)	3-(3)	
87	197	写真6	「沖縄戦で捕虜となった少年兵」説明中、「15～18歳の少年たちが徴集され、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (徴集された「少年たち」の年齢)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-102		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
88	209	写真1 0	「高知県のマグロ漁船被ばくを調べる高校生たち」説明中、「地域の強制連行問題など日韓関係に視野をひろげ、」	政府の統一的な見解に基づいた記述がされていない。 （「強制連行」）	固有 1-(5)	
89	216	下左 囲み	「史料1『新聞雑誌』第1号」中、「然れども老成の者俄に肉食したればとて、」	脱字である。 （「老成の者俄に」）	3-(2)	
90	218	15 - 17	1991年の湾岸戦争では、日本は…2兆円あまりの戦費を拠出し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「2兆円あまり」）	3-(3)	
91	219	囲み	「歴史認識問題」中、「1990年代になると、…強制連行・強制労働の被害者たちが声をあげはじめ、」	政府の統一的な見解に基づいた記述がされていない。 （「強制連行・強制労働」）	固有 1-(5)	
92	219	側注2	1999年の「周辺事態法」により、地理的な範囲の限定がなくなり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「地理的な範囲の限定がなくなり」）	3-(3)	
93	222	15 - 16	また2004年、国会はアイヌが日本列島北部周辺地域の先住民であると決議している。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （国会決議の年次と内容）	3-(3)	
94	223	側注3	安全保障関連法案についてはSEALSなど若者が中心となる反対運動がさかんになった。	脱字である。 （SEALS）	3-(2)	
95	224	写真4	「母子手帳」説明中、「「妊産婦手帳」は1941年から交付されるようになっていた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「妊産婦手帳」の交付年）	3-(3)	
96	226 - 229		「わたしたちの課題を探してみよう①」、及び「わたしたちの課題を探してみよう②」（全体）	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容D(4)「次の①から③までについて、・・・事項を身に付けることができるよう指導する。 ① 社会や集団と個人 ② 世界の中の日本 ③ 伝統や文化の継承と創造」）	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-102		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
97	226	左12-13	日本では1970年代から原子力発電の建設・運転がはじまり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「1970年代」）	3-(3)	
98	228	図1	「第二次世界大戦後の地域紛争」中、「アルジェリア独立戦争（1959～62年）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「独立戦争」の開始年）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-103		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	1 表見返	図	「国県名対照，日本史要地図」	生徒にとって理解し難い図である。 （「石見」「生野」）	3-(3)	
2	16	7 - 12	紀元前10世紀（3000年前）ころ，朝鮮半島から九州北部に水田稲作をともなう農耕文化が伝わった。…稲作がはじまり，新しくつくられるようになった弥生土器を用い，定型化した前方後円	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （水田稲作が伝わった時期と，弥生時代の始期についての学説状況）	3-(3)	
			墳がつくられるようになる紀元後3世紀半ばまでを弥生時代とよび，  7ページ右5-6行目「今から3000年ほど前になると，大陸より灌漑水田稲作が			
			伝来し，弥生時代がはじまる。」，14ページ16-17行目「縄文時代は1万数千年前にはじまり，水田稲作が到来する3000～2400年前ころまで続いた」も同様。			
3	18 - 19		「第2章 歴史資料と原始・古代の展望」（全体）  58-59ページ「第2章 歴史資料と中世の展望」（全体），108-109ページ「	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして，扱いが不適切である。 （内容の取扱い(2) ウ「歴史資料や遺構の保存・保全などの努力が図られていることに気付くようにすること。」）	2-(1)	
			第2章 歴史資料と近世の展望」（全体），156-157ページ「第2章 歴史資料と近代の展望」（全体）も同様。			
4	19	左23 -24	大月氏国とは，中央アジアから西北インドに進出したクシャーナ朝のことである  同ページ図5「3世紀の東アジア」中，	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （大月氏とクシャーナ朝の関係）	3-(3)	
			「大月氏（クシャーナ朝）」も同様。			
5	26	側注2	仏教が公伝された年は，…『扶桑略記』の戊午年=538年，	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「『扶桑略記』」）	3-(3)	
6	31	14	口分田が班給され，死亡時には収公（国家のものとする）された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （口分田の収公の時期）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-103		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
7	49	図	13世紀のユーラシア	生徒が誤解するおそれのある図である。 (中央アジアの状況)	3-(3)	
8	49	図	13世紀のユーラシア 71ページ図3「元軍の侵攻」も同様。	生徒にとって理解し難い図である。 (高麗の塗色)	3-(3)	
9	52	図2	「11・12世紀の日本列島」中、「前九年・後三年合戦(1051～62, 1086～88)」	不正確である。 (「1086～88」)	3-(1)	
10	53	写真3	「将門を攻める藤原秀郷と平貞盛」説明中、「上の絵は室町時代に描かれた「秀郷草子」の一場面(宮内庁書陵部蔵)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (原本の写真であるかのように誤解する。)	3-(3)	
11	58	囲み	史料1『八幡愚童訓』中、「若干(じゃっかん)の軍勢」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「若干(じゃっかん)」)	3-(3)	
12	59	左24-25	日本が「神国」であり(史料3①),	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (引用史料との関係)	3-(3)	
13	59	囲み	史料4「武士による幕府への報告書(「都甲文書」)」中、「郎従(家来)の重遠は傷を被り、旗差の下人弥六末守」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「旗差の下人」)	3-(3)	
14	61	1-3	いわゆる「守護・地頭」を西国におく権限を朝廷に認められた。一方、平氏勢力から没収した土地におかれた荘郷地頭は、	生徒にとって理解し難い表現である。 (「荘郷地頭」)	3-(3)	
15	65	図	「東国武士の移住の例」中、陸奥国と出羽国	生徒が誤解するおそれのある図である。 (東北地方の国境)	3-(3)	
16	79	18-35	「琉球王国と蝦夷地」(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)カ「内容のBについては、…(3)のアの(イ)については、…琉球の文化の形成についても扱うこと。」)	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 103-103		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
17	79	側注8	志苔館の近くからは、…約37万枚の銅銭が発掘され、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (員数)	3-(3)	
18	97	図	「16世紀の世界」	生徒にとって理解し難い図である。 (塗色及び航路)	3-(3)	
19	154	囲み	「戊辰戦争」中、「白虎隊の話は、1920年に外国のボーイスカウトの大会で紹介されたことをきっかけに、敗戦者の話から英雄譚へと変化した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (英雄譚へと変化した経緯)	3-(3)	
20	157	図3	「明治天皇の巡幸経路」	不正確である。 (「日光」の位置)	3-(1)	
21	162	19	島地黙雷 (じまじもくらい)	誤植である。 (ルビ)	3-(2)	
22	165	14 - 26	「樺太・千島と小笠原」 (全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)ク「領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れる」)	2-(1)	
23	170	囲み	史料「民撰議院設立建白書」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「政刑」「刑罰」)	3-(3)	
24	210	18 - 19	また岩波文庫などの1冊1円の安価な円本は、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (岩波文庫が円本であるかのように誤解する。)	3-(3)	
25	211	写真5	「文化住宅」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (復元であることがわからない。)	3-(3)	
26	211	側注5	1927 (昭和2) 年に東京の浅草・上野間の22kmで、	不正確である。 (「22km」)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-103		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
27	214	側注2	そのうち2億280万円が未決済で日銀の損失となっていた。	不正確である。 (未決済金額)	3-(1)	
28	218	12 - 13	失業者が1300万人にまで達した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (世界恐慌によるアメリカの失業者数)	3-(3)	
29	219	11	第一次世界大戦の賠償によって国内経済が破綻したドイツでは、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「第一次世界大戦の賠償」とドイツの国内経済の破綻の関係)	3-(3)	
30	224	5 - 11	このため中国では、1936年の西安事件をきっかけに、第2次国共合作が成立し、「容共抗日」の統一戦線が形成され、日中間は一触即発の状態となった。…1937年7月7日夜、北京郊外の盧溝	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時系列)	3-(3)	
			橋付近で日中両軍が衝突し(盧溝橋事件)、日中戦争がはじまった。			
31	230	側注1	敗戦までに朝鮮人は約80万、…の人々が日本に連行された。	政府の統一的な見解に基づいた記述がされていない。 (「連行」)	固有 1-(5)	
32	246	図3	「冷戦下の世界」	生徒にとって理解し難い図である。 (塗色)	3-(3)	
33	247	15 - 17	日本は48か国との間でサンフランシスコ平和条約…を結んだ。平和条約は、…東京裁判判決の受諾などは明記されたものの、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (サンフランシスコ平和条約に明記された内容)	3-(3)	
34	270 - 273		「現代の日本の課題の探究」(全体)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容D(4)「次の①から③までについて、…事項を身に付けることができるよう指導する。 ① 社会や集団と個人 ② 世界の中の日本 ③ 伝統や文化の継承と創造」)	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検定意見書

受理番号 103-103		学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
35	278	表	年表中、「935 承平5…平将門の乱おこる」	生徒にとって理解し難い表現である。 (52ページ19-22行目「939年、常陸の国府を襲い、…翌年には一族の平貞盛と藤原秀郷によって鎮圧された(平将門の乱)。」に照らして、平将門の乱がはじまった年について理解し難い。)	3-(3)
36	278	表	年表中、「936 承平6…藤原純友の乱おこる」	生徒にとって理解し難い表現である。 (52ページ22-24行目「同じころ、伊予の国司であった藤原純友が…乱をおこし、…小野好古・源経基によって鎮圧された(藤原純友の乱)。」に照らして、藤原純友の乱がはじまった年について理解し難い。	3-(3)
				)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-104		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	1 - 2 表見返	図	「古代の行政区画」	不正確である。 (縮尺)	3-(1)	
2	3 表見返	表	「度量衡」表中、「※豊臣秀吉の太閤 検地では、1間=…=190.89m」	誤りである。 (「190.89m」)	3-(1)	
3	6	16	中新世後期の新第三紀の終わり近くから	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「中新世後期」と「新第三紀」の関係)	3-(3)	
4	13	8 - 12	紀元前10～前8世紀頃、朝鮮半島に近い九州北部で水田による米づくりが開始され、…水稲耕作を基礎とする農耕文化が形成されてから、古墳がつくられるようになる3世紀半ばまでを弥生	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (水田稲作と弥生時代の始期についての学説状況)	3-(3)	
			時代と呼び、  図「弥生時代のおもな遺跡」中、「弥生時代(前10世紀～後3世紀)」、「弥生時代早期・前期(前10世紀～前4			
			世紀)」も同様。			
5	14	17 - 18	扇状地の末端などに立地する半乾田など、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (半乾田の立地条件)	3-(3)	
6	20 - 23		歴史資料と原始・古代の展望(全体)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容A(2)「(1)で表現した時代を通観する問いを踏まえ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」、及びA(2)イの(ア)「	2-(1)	
				原始・古代の特色について…仮説を表現する)」)		
7	20 - 23		歴史資料と原始・古代の展望(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)ウ「(2)については、…(1)で表現した問いを踏まえ、…対象となる時代の特色について、生徒が仮説を立てることができるよう指	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-104		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
				導を工夫すること。）」		
8	20 - 23		歴史資料と原始・古代の展望（全体） 86-89ページ「歴史資料と中世の展望」（全体），150-153ページ「歴史資料と近世の展望」（全体），232-233	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして，扱いが不適切である。 （内容の取扱い(2) ウ「歴史資料や遺構の保存・保全などの努力が図られていることに気付くようにすること。」）	2-(1)	
			ページ「歴史資料と近代・現代の展望①」（全体），234-235ページ「歴史資料と近代・現代の展望②」（全体）も同様。			
9	33	側注5	王権の官物をおさめた斎蔵・内蔵・大蔵の三蔵	生徒にとって理解し難い表現である。 （「官物」）	3-(3)	
10	66	側注2	御霊会は、初め早良親王ら無実の罪におとしいられた者の怨霊をなぐさめる行事として、9世紀半ばに始まったが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「無実の罪におとしいられた者の怨霊」）	3-(3)	
11	76	囲み	「記録荘園券契所の設置」中、「①天皇の命令で官から出される文書が宣旨。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （発給主体）	3-(3)	
12	80	写真	「僧兵」説明中、「図は興福寺の僧兵で」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「興福寺」）	3-(3)	
13	86 - 89		歴史資料と中世の展望（全体）	学習指導要領に示す内容に照らして，扱いが不適切である。 （内容B(2)「(1)で表現した時代を通観する問いを踏まえ，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付ける」及びB(2)イの(ア)「中	2-(1)	
				世の特色について…仮説を表現する」）		
14	86 - 89		歴史資料と中世の展望（全体）	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして，扱いが不適切である。 （内容の取扱い(2) ウ「(2)については，…(1)で表現した問いを踏まえ，…対象となる時代の特色について，生徒が仮説を立てることができるよう指	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 103-104		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
				導を工夫すること。）」		
15	100	写真	石築地跡（元寇防塁）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （復元であることがわからない。）	3-(3)	
16	103	囲み	「永仁の徳政令」中、「永仁五年七月二十二日」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （当該史料文に直接記された日付であるかのように誤解する。）	3-(3)	
17	118 - 119	6 - 7	琉球と蝦夷ヶ島（全体）	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 （内容の取扱い(2)カ「内容のBについては、…(3)のAの(イ)については、…アイヌや琉球の文化の形成についても扱うこと。」）	2-(1)	
18	139	図	「16世紀末の世界と日本人の往来」中、「田中勝介の航路」	生徒が誤解するおそれのある図である。 （発着地）	3-(3)	
19	148	側注4	千々和ミゲル	誤植である。 （「千々和」）	3-(2)	
20	150 - 153		歴史資料と近世の展望（全体）	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容C(2)「(1)で表現した時代を通観する問いを踏まえ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」、及び内容C(2)イの(ア)「近世の特色について…仮説を表現する」）	2-(1)	
21	150 - 153		歴史資料と近世の展望（全体）	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 （内容の取扱い(2)ウ「(2)については、…(1)で表現した問いを踏まえ、…対象となる時代の特色について、生徒が仮説を立てることができるよう指導を工夫すること。」）	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 103-104		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
22	170	囲み	「読みといてみよう」中、「右の2つは、寛永の飢饉の最中に、幕府領に出された法令である。」と、史料「一六四三（寛永二十）年三月の田畑永代売買を禁ずる法令」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (170ページ1行目「1641～42（寛永18～19）年の寛永の飢饉のあと」に照らして、誤解する。)	3-(3)	
23	204	図	「人足寄場」図中、「掛腰」	誤記である。	3-(2)	
24	232 - 235		「歴史資料と近代・現代の展望①」（全体）、及び「歴史資料と近代・現代の展望②」（全体）	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容D(2)「(1)で表現した時代を通観する問いを踏まえ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」、及び内容D(2)イの(	2-(1)	
				ア)「近代の特色について…仮説を表現する」)		
25	232 - 235		「歴史資料と近代・現代の展望①」（全体）、及び「歴史資料と近代・現代の展望②」（全体）	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)ウ「(2)については、…(1)で表現した問いを踏まえ、…対象となる時代の特色について、生徒が仮説を立てることができるよう指	2-(1)	
				導を工夫すること。」)		
26	297	グラフ	新聞の発行部数	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (部数)	3-(3)	
27	319	写真	「太平洋戦争の勃発」説明中、「『読売新聞』1941（昭和16）年12月8日付」	誤りである。 (「12月8日付」)	3-(1)	
28	365 - 370		現代日本の課題の探究（全体）	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容D(4)「次の①から③までについて、…事項を身に付けることができるよう指導する。 ① 社会や集団と個人	2-(1)	
				② 世界の中の日本 ③ 伝統や文化の継承と創造」)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-104		学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
29	370	左3-4	「行政・NPO・ボランティア等との三者連携・協働」タイアップ宣言	誤植である。 （「等との」）	3-(2)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-105		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	表見返 3	囲み	「度量衡」(全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (基準)	3-(3)	
2	表見返 3	囲み	「度量衡」中、「広さと米に関係する単位」中、「6尺×6尺=約3,306㎡」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「3,306」)	3-(3)	
3	6 - 15		第1章 日本文化のあけぼの(全体)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容A(1) イ-(イ)「原始社会の特色について・・・時代を通観する問いを表現する」)	2-(1)	
4	6 - 15		第1章 日本文化のあけぼの(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2) イ「対象となる時代の特色を考察するための時代を通観する問いが表現できるよう指導を工夫すること。」)	2-(1)	
5	10	写真1 0	「漆塗りの櫛」キャプション中、「縄文時代晩器」	誤植である。 (「晩器」)	3-(2)	
6	12	左中囲み	「弥生文化の成立年代」中、「弥生時代の始まりは早ければ紀元前10世紀にさかのぼると考えられている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (弥生時代の始期についての学説状況)	3-(3)	
7	16 - 19		「歴史資料と原始・古代の展望①」(全体)、及び「歴史資料と原始・古代の展望②」(全体)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容A(2)「(1)で表現した時代を通観する問いを踏まえ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」、及びA(2) イ-(7)「	2-(1)	
				原始・古代の特色について・・・仮説を表現する」)		
8	16 - 19		「歴史資料と原始・古代の展望①」(全体)、及び「歴史資料と原始・古代の展望②」(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2) ウ「(2)については、・・・(1)で表現した問いを踏まえ、・・・対象となる時代の特色について、生徒が仮説を立てることができるよ	2-(1)	
				う指導を工夫すること。」)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 103-105		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
9	25	2	奴碑	誤植である。	3-(2)	
10	26	21 - 22	『隋書』には倭国の使者が600年におとずれた記事③がみえ、	生徒にとって理解し難い表現である。 (参照先に「600年におとずれた記事」がない。)	3-(3)	
11	30	12 - 14	新羅は唐の勢力を半島から追い出し、674年に統一をはたした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年次)	3-(3)	
12	60 - 66		第5章 院政と武士の進出 (全体)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容B(1) イ-(イ)「中世の特色について・・・時代を通観する問いを表現する」)	2-(1)	
13	60 - 66		第5章 院政と武士の進出 (全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2) イ「対象となる時代の特色を考察するための時代を通観する問いが表現できるよう指導を工夫すること。」)	2-(1)	
14	60	囲み1	「記録荘園券契所の設置」中、「①天皇の命令で官から出される文書が宣旨。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (発給主体)	3-(3)	
15	68 - 71		歴史資料と中世の展望 (全体)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容B(2)「(1)で表現した時代を通観する問いを踏まえ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」及びB(2) イ-(イ)「中世の特色について・・・仮説を表現する」)	2-(1)	
16	68 - 71		歴史資料と中世の展望 (全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2) ウ「(2)については、・・・(1)で表現した問いを踏まえ、・・・対象となる時代の特色について、生徒が仮説を立てることができるよう指導を工夫すること。」)	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検定意見書

受理番号 103-105		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
17	79	写真3	写真キャプション中、「防塁跡 生の松原に残る元軍防御の防塁跡。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (全体が当時のものであるかのように誤解する。)	3-(3)	
18	81	囲み8	「永仁の徳政令」中、「永仁五年七月二十二日」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当該史料文に直接記された日付であるかのように誤解する。)	3-(3)	
19	92	5 - 23	日朝貿易と琉球・蝦夷	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2) カ「内容のBについては、・・・(3)のAの(イ)については、・・・アイヌ・・・の文化の形成についても扱うこと。」)	2-(1)	
20	104	写真2	「一乗谷」写真中、「上城戸」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (位置)	3-(3)	
21	106	右下図	琉球の三山分立	不正確である。 (縮尺)	3-(1)	
22	108 - 116		第8章 近世の幕開け (全体)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容C(1) イ-(イ)「近世の特色について・・・時代を通観する問いを表現する」)	2-(1)	
23	108 - 116		第8章 近世の幕開け (全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2) イ「対象となる時代の特色を考察するための時代を通観する問いが表現できるよう指導を工夫すること。」)	2-(1)	
24	108	図1	「16世紀の世界と日本人の往来」図中、「田中勝介の航路」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (発着地)	3-(3)	
25	114	囲み	「朝鮮侵略がもたらした陶磁器と降倭」中、「李三平」	不正確である。 (「三平」)	3-(1)	
26	117 - 120		歴史資料と近世の展望 (全体)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容C(2)「(1)で表現した時代を通観する問いを踏まえ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」、及び内容C(2) イ-(イ	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 103-105		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
				)「近世の特色について・・・仮説を表現する」)		
27	117 - 120		歴史資料と近世の展望（全体）	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2) ウ「(2)については、・・・(1)で表現した問いを踏まえ、・・・対象となる時代の特色について、生徒が仮説を立てることができるよう指導を工夫すること。」)	2-(1)	
28	137	写真4	「捕鯨」キャプション中、「太地浦（たいちうら）」	不正確である。 (ルビ)	3-(1)	
29	138	25	尾張の瀬戸や美濃の多治見などでも活発に生産になった。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「活発に生産になった。」)	3-(3)	
30	139	3 - 5	幕府は・・・要所に関所をおき、とくに江戸から大名の妻子や武器の移動を取り締まった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「江戸から」)	3-(3)	
31	153	図2	「人足寄場」図中、「掛腰」	誤記である。	3-(2)	
32	164 - 173		第11章 近世から近代へ（全体）	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容D(1) イ-(イ)「近代の特色について・・・時代を通観する問いを表現する」)	2-(1)	
33	164 - 173		第11章 近世から近代へ（全体）	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2) イ「対象となる時代の特色を考察するための時代を通観する問いが表現できるよう指導を工夫すること。」)	2-(1)	
34	166	側注②	和平条約で、日本側だけが一方的にこれを強制され、通商条約に引き継がれた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「和平条約」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-105		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
35	167	側注⑥	貿易の行動範囲を設定した区域	生徒にとって理解し難い表現である。 (「貿易の行動範囲」)	3-(3)	
36	167	写真7	「品川台場」キャプション中、「現在第3～6台場が、国史跡として保存されている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (現在の保存状況)	3-(3)	
37	172	15 - 18	1868(明治元)年3月、新政府は五箇条の誓文を公布した。・・・同日、全国の庶民に五榜の掲示を掲げて、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「同日」)	3-(3)	
38	174 - 177		「歴史資料と近代・現代の展望①」(全体)、及び「歴史資料と近代・現代の展望②」(全体)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容D(2)「(1)で表現した時代を通観する問いを踏まえ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」、及び内容D(2)イ-(ア)	2-(1)	
				)「近代の特色について・・・仮説を表現する」)		
39	174 - 177		「歴史資料と近代・現代の展望①」(全体)、及び「歴史資料と近代・現代の展望②」(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)ウ「(2)については、・・・(1)で表現した問いを踏まえ、・・・対象となる時代の特色について、生徒が仮説を立てることができるよ	2-(1)	
				う指導を工夫すること。」)		
40	175	4 - 5 左	1918(大正7)年の着工時	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (着工した時期)	3-(3)	
41	201	右中囲み	「尾崎行雄」中、「議員勤続年数(64年)・最高齢議員記録(95歳)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年数及び年齢)	3-(3)	
42	206	図2	日本領土の変遷	生徒が誤解するおそれのある図である。 (関東州の状況、及び南洋諸島の委任統治の範囲)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-105		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
43	225	グラフ 3	新聞の発行部数の拡大	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (部数)	3-(3)	
44	245	17 - 18	さらに朝鮮人・・・も、日本に連行されて鉱山や工場などで労働を強制された。	政府の統一的な見解に基づいた記述がされていない。	固有 1-(5)	
45	248	表1	「戦後のおもな改革立法過程」中、「10.4 治安維持法・特高警察の廃止と政治犯の釈放」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (同日に実施されたかのように誤解する。)	3-(3)	
46	251	グラフ 5	「農地改革表」キャプション中、「『農地改革頻末概要』」	不正確である。 (書名)	3-(1)	
47	256	1	労働者側は押し切られた。	誤植である。 (「推し」)	3-(2)	
48	257	図19	サンフランシスコ平和条約の規定による日本の領土	生徒が誤解するおそれのある図である。 (シムシュ島の位置)	3-(3)	
49	274 - 279		現代日本の課題の探究 (全体)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容D(4)「次の①から③までについて、・・・事項を身に付けることができるよう指導する。 ① 社会や集団と個人 ② 世界の中の日本 ③ 伝統や文化の継承と創造」)	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-106		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	8	表	表中、「アイヌ文化」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (アイヌ文化の始期)	3-(3)	
2	11		地図 12-13ページの地図, 250ページの地図, 293ページの地図, 巻末地図も同様。	生徒が誤解するおそれのある図である。 (国境未確定地域)	3-(3)	
3	12	図3	「故宮博物院」キャプション中、「宮殿軍群」	誤記である。	3-(2)	
4	17	表	年表中、「935～ 平将門の乱, 藤原純友の乱 (~941)」	生徒にとって理解し難い表現である。  (61ページ5～7行目には「平将門は、……939(天慶2)年には反乱をおこして関東一帯を占拠した(平将門の乱)」とある。)	3-(3)	
5	18 - 19		「歴史的環境とその転換」(全体)及び22-31ページ「第1章第1節 日本文化の黎明」(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2) イ「アの理解に加え、……時代の特色を考察するための時代を通観する問いが表現できるよう指導を工夫すること。」)	2-(1)	
6	20 - 21		仮説を立てる 歴史資料と原始・古代の展望(全体)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容A(2) 「(1)で表現した時代を通観する問いを踏まえ、……」)	2-(1)	
7	20 - 21		仮説を立てる 歴史資料と原始・古代の展望(全体)  68-69ページ「仮説を立てる 歴史資料と中世の展望」(全体), 110-11ページ「仮説を立てる 歴史資料と近世の展望」(全体), 164-165ページ「仮説を立てる 歴史資料と近代の展望」(全体)も同様。	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2) ウ「歴史資料や遺構の保存・保全などの努力が図られていることに気付くようにすること。」)	2-(1)	
8	24	図1	「縄文土器の変遷」中、「篠山貝塚(青森県)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (所在地)	3-(3)	
9	26	3 - 5	紀元前10世紀～紀元前7世紀の間に、…水田稲作がはじまり、弥生文化が成立した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (弥生文化の成立時期についての学説状況)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 103-106		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	28	写真4	三内丸山遺跡（全体） 29ページ写真13「吉野ヶ里遺跡」も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （復元であることが分からない。）	3-(3)	
11	30	写真3	「歴史災害の発掘調査」キャプション中、「1783年8月5日」	誤解するおそれのある表現である。 （日付）	3-(4)	
12	36	図1	「6世紀中頃の朝鮮半島」中、「加耶（加羅）より百済へ割譲」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「割譲」）	3-(3)	
13	36	図3	「皇室と蘇我氏の関係系図」中、天皇名に付された数字 39ページ図7、47ページ図5、52ページ図1、56ページ図3、70ページ図1の青	生徒が誤解するおそれのある図である。 （数字の根拠）	3-(3)	
			数字も同様。			
14	37	側注3	曇徴は絵具・絵・墨の製法を伝えたとされる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （曇徴が日本に伝えたとされるもの）	3-(3)	
15	39	図7	「天智天皇関係系図」中、「39大友皇子」	生徒にとって理解し難い表現である。 （数字と「大友皇子」の関係）	3-(3)	
16	44	表2	「四等官制」中、「典」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （衛府の「さかん」の表記）	3-(3)	
17	48	16 - 18	国司がいる役所や倉庫、国分寺などで構成される国府が置かれた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （国分寺と国府の関係）	3-(3)	
18	54	16	空海も最澄と同じ遣唐使船で入唐し	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （空海と最澄が同じ船に同乗していたかのように誤解する。）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 103-106		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
19	56	図3	「藤原道長周辺系図」中、「嬉子（後朱雀の女御）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （嬉子と後朱雀天皇との関係）	3-(3)	
20	61	図3	「平将門の乱・藤原純友の乱関係地図」中、「豊島郡」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「豊島郡」）	3-(3)	
21	61	9	東西同時の反乱（承平・天慶の乱）	生徒にとって理解し難い表現である。 （同ページ6～7行目には「939（天慶2）年には反乱をおこして関東一帯を占拠した（平将門の乱）」とある。）	3-(3)	
22	64	図1	13世紀末～14世紀の世界	生徒にとって理解し難い図である。 （塗色）	3-(3)	
23	65	表	年表中、「1276 南宋が減びる」	生徒にとって理解し難い表現である。 （295ページ年表には「1279 元、南宋を滅ぼす」とある。）	3-(3)	
24	65	写真8	防塁（福岡市西区生の松原）	生徒が誤解するおそれのある写真である。 （全体が当時のものであるかのように誤解する。）	3-(3)	
25	66 - 67		「歴史的環境とその転換」（全体）及び70-75ページ「第2章第1節 中世への転換」	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 （内容の取扱い(2) イ「アの理解に加え、……時代の特色を考察するための時代を通観する問いが表現できるよう指導を工夫すること。」）	2-(1)	
26	67	図6	東アジアの夏期気温変動	表に、学習上必要な出典が示されていない。	2-(11)	
27	68 - 69		仮説を立てる 歴史資料と中世の展望（全体）	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B(2) 「(1)で表現した時代を通観する問いを踏まえ、……」）	2-(1)	
28	68	左下囲み	左下囲み中、「百文別」	脱字である。	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-106		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
29	68	左下囲み	左下囲み「現代語訳」中、「右の通り運上いたします」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「運上いたします」)	3-(3)	
30	70	図1	天皇系図	不正確である。 (藤原道長と三条天皇の関係)	3-(1)	
31	73	囲み	「平氏の繁栄(『平家物語』)」中、「③平大納言時忠卿一清盛の妻の兄」	不正確である。 (平時忠と平清盛との関係)	3-(1)	
32	73	図7	瀬戸内海を掌握した平氏	生徒にとって理解し難い図である。 (時期)	3-(3)	
33	76	図1	「源平の争乱」中、地図	生徒にとって理解し難い図である。 (オレンジの矢印、「頼朝の動き」)	3-(3)	
34	76 - 77	30 - 1	頼朝は逃亡した義経を捜索するという名目で、国ごとに地頭(国地頭)を置き	生徒にとって理解し難い表現である。 (295ページ年表中、「1185……頼朝、諸国に守護・地頭を設置」とある。)	3-(3)	
35	81	図5	『十六夜日記』旅程図	生徒が誤解するおそれのある図である。 (経由地)	3-(3)	
36	83	18 右	謡曲『熊野(くまの)』	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ルビ)	3-(3)	
37	84	図3	13世紀後半のアジア	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (中央アジアの状況)	3-(3)	
38	86	囲み	「史料4 悪人正機説(『歎異抄』)」中、「往生を逐ぐ」	誤記である。 (「逐ぐ」)	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検 定 意 見 書

受理番号 103-106		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
39	88	写真3	「円覚寺舍利殿」キャプション（全体）	生徒が誤解するおそれのある写真である。 （写真中の建築物が鎌倉時代に建てられたものであるかのように誤解する。）	3-(3)	
40	92	表2	「守護の権限拡大」中、「1185～ 大犯三カ条」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （大犯三カ条が1185年に成立したかのように誤解する。）	3-(3)	
41	92	側注2	半済令では、…しだいに拡大解釈されて、全国規模で半永久的に行われるようになった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「拡大解釈」）	3-(3)	
42	93	図4	室町幕府の組織	生徒が誤解するおそれのある図である。 （「鎌倉府」の組織）	3-(3)	
43	93	囲み	「エピソード 足利義満の花押」中、「義満は……、1382年には皇族に準ずる准三後の宣下を受けた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （年次）	3-(3)	
44	95	囲み	「エピソード 『おもろそうし』」中、「「おもろ」とは「思い」の語源で」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「おもろ」が「「思い」の語源」であるかのように誤解する。）	3-(3)	
45	95		蝦夷ヶ島（全体）	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 （内容の取扱い(2)カ「内容のBについては、……(3)のアの(イ)については、……アイヌ……の文化の形成についても扱うこと。」）	2-(1)	
46	100	図2	「演能図」キャプション	生徒にとって理解し難い表現である。 （「橋掛かりが正面左側に設けられ」「代わりに松の木が植わっている。」）	3-(3)	
47	108 - 109		「歴史的環境とその転換」（全体）及び112-121ページ「第3章第1節 近世への転換」	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 （内容の取扱い(2) イ「アの理解に加え、……時代の特色を考察するための時代を通観する問いが表現できるよう指導を工夫すること。」）	2-(1)	
48	110 - 111		仮説を立てる 歴史資料と近世の展望（全体）	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容C(2) 「(1)で表現した時代を通観する問いを踏まえ、……」）	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 103-106		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
49	112	囲み	「エピソード 「北条早雲」の実像」中、「北条早雲（伊勢宗瑞）は、まさに下剋上を象徴する人物といえる。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （同囲み中、「幕府の政所執事伊勢氏の一族で」に照らして理解し難い。）	3-(3)	
50	113	図5	おもな戦国大名と分国法	生徒にとって理解し難い図である。 （「結城」の位置）	3-(3)	
51	117	図5	「信長・秀吉の全国統一」中、「⑩朝鮮侵略 1592, 1597」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （図中の他の出来事に照らして、単年の出来事と誤解する。）	3-(3)	
52	119	囲み	「エピソード 陶磁器の技術」中、「陶器の生産は古くは縄文土器からはじまり」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （陶器と縄文土器が同質のものであるかのように誤解する。）	3-(3)	
53	121	表10	日本語になった外来語	生徒が誤解するおそれのある表である。 （スペイン語系の外来語とオランダ語系の外来語の例）	3-(3)	
54	127	2 - 3	幕府は1625（寛永2）年にスペイン船の来航禁止を命じ	相互に矛盾している。 （295ページ年表には「1624年」とある。）	3-(1)	
55	142	囲み	「俵屋宗達」中、「上層町人や御所の支えがあった。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （「御所」が指すもの）	3-(3)	
56	146	グラフ 2	百姓一揆発生件数の時代的変遷	生徒にとって理解し難いグラフである。 （年次とグラフの関係）	3-(3)	
57	149	図4	北方の探検	生徒が誤解するおそれのある図である。 （間宮林蔵の第1回行路）	3-(3)	
58	151	9 - 11 左	武四郎は、…1万をこえるアイヌ語の地名を記した地図を作成した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （松浦武四郎が記したアイヌ語の地名の数について誤解する。）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-106		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
59	157	図9	草津宿の位置	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「鳥居本」の所在)	3-(3)	
60	162 - 163		「歴史的環境とその転換」(全体)及び166-173ページ「第4章第1節 近代への転換」	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2) イ「アの理解に加え、……時代の特色を考察するための時代を通観する問いが表現できるよう指導を工夫すること。」)	2-(1)	
61	162	図1	19世紀後半のアジアと列強諸国の勢力圏	生徒が誤解するおそれのある図である。 (塗色)	3-(3)	
62	164 - 165		仮説を立てる 歴史資料と近代の展望(全体)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容D(2) 「(1)で表現した時代を通観する問いを踏まえ、……」)	2-(1)	
63	176	12	1871(明治4)年には、いわゆる賤称廃止令が出され、 (176ページ側注1「賤称廃止令」、220ページ13行目「賤称廃止令」も同様)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「賤称廃止令」という用語が一般的であるかのように誤解する。)	3-(3)	
64	241	19 - 20	日中戦争の長期化にともない……多数の朝鮮人を強制連行した。	政府の統一的な見解に基づいた記述がされていない。	固有 1-(5)	
65	248	囲み	「孫文「大アジア主義」講演」中、「考慮すべきことであります。……」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (省略部分であるかのように誤解する。)	3-(3)	
66	277	15 - 18	ロシアとの北方領土問題や平和条約の締結、中国との尖閣諸島をめぐる対立、韓国との竹島の帰属をめぐる問題、北朝鮮との拉致問題と国交樹立など、近隣諸国との間にはいまだ戦後処理に	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (戦後処理の範疇)	3-(3)	
			かかわる課題が山積している。			
67	281	図6	自然災害伝承碑の情報	図に、学習上必要な年次が示されていない。	2-(11)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-106		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
68	294	表	4世紀前期頃、ヤマト政権、全国を統一	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「全国を統一」）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-114		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地図	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	3	図②	日本の都道府県 朝鮮半島の破線	生徒にとって理解し難い図である。 (凡例がない。)	3-(3)	
2	32	左下図	ペキン 故宮(紫金城)	誤記である。 (「紫金城」)	3-(2)	
3	33		朝鮮半島 B4N パンムンジョム 163ページ 歴史 ▼世界史 パンムンジョム 韓国 33B4N	相互に矛盾している。	3-(1)	
4	35		東南・南アジア K-L7N 南沙諸島 同ページ 地名をさがしてみよう ⑤南沙諸島	相互に矛盾している。	3-(1)	
5	53		地中海 イタリアとスロベニアの国境(北緯46 度付近) 61ページ	相互に矛盾している。	3-(1)	
			イタリア・バルカン半島 イタリアとスロベニアの国境(北緯46 度付近)			
6	108		地名をさがしてみよう ⑨広川 …(稲むらの火)。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (史実か物語かが分からない。)	3-(3)	
7	110	右下図	奈良 法記寺	誤記である。 (「法記寺」)	3-(2)	
8	128		地名をさがしてみよう ⑤新十津川 …住民この地に移住 し開拓した…	誤記である。 (「にが」)	3-(2)	
9	162	表	日本の都道府県別統計 住宅(持ち家率, 空き家率)	生徒にとって理解し難い表である。 (単位が分からない。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-96		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地理総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	14	図1	バスの現在位置を地図上で確認することができるウェブサイト	生徒にとって理解し難い図である。(スケール)	3-(3)	
2	25	1 - 3	日本の排他的経済水域は、ロシアや韓国、中国と近接しており、これらの国々との良好な関係に基づいた共同利用や開発が強く求められている。	生徒にとって理解し難い表現である。(日本の排他的経済水域と、共同利用や開発の関係)	3-(3)	
3	25	13 - 14	竹島は、1905年に明治政府が国際法に従って島根県に編入し、自国の領土とする考えを公式に示した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。(我が国の立場に照らして)	3-(3)	
4	26 - 33		2節 地図から見る国内や国家間の結びつき	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。(内容の取扱い(2)イ(7)「・・・国内の物流や人の往来、それを支える陸運や海運などの現状や動向・」)	2-(1)	
5	33	囲み1 -2	難民とは紛争や政治的・経済的迫害から逃れて、ほかの国へ移動する人々	生徒が誤解するおそれのある表現である。(難民の定義に照らして)	3-(3)	
6	36 - 161		1章 生活文化の多様性と国際理解	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。(内容の取扱い(2)イ(7)「・・・日本との共通点や相違点に着目し、多様な習慣や価値観などをもっている人々と共存していくことの意義に気付くよう工夫	2-(1)	
				すること。」)		
7	37	図2	世界を見渡すページ、事例を追究するページ、キャプション「・・・事例をいくつか選択して」	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。(内容の取扱い(2)イ(7)「・・・ふさわしい特色ある事例を選んで設定すること」と36ページ図1に照らして扱いが不適切)	2-(1)	
8	72 - 157		事例1 東アジア、事例2 東南アジア、事例3 インド、事例4 中央アジア・西アジア・北アフリカ、事例5 サハラ以南アフリカ、事例6 ヨーロッパ、事例7 ロシア、事例8 アメリカ合衆国、事	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。(内容B(1)イ(7)「・・・主題を設定し、多様性や変容の要因などを多面的・多角的に考察し、表現すること」)	2-(1)	
			例9 ラテンアメリカ、事例10 オセアニア			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 103-96		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地理総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
9	72 - 157		事例1 東アジア, 事例2 東南アジア, 事例3 インド, 事例4 中央アジア・西アジア・北アフリカ, 事例5 サハラ以南アフリカ, 事例6 ヨーロッパ, 事例7 ロシア, 事例8 アメリカ合衆国, 事例9 ラテンアメリカ, 事例10 オセアニア	各事例は、学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)イ(ア)「・・・多様な生活文化の中から・・・ふさわしい特色ある事例を選んで設定すること」)	2-(1)	
10	89	図4	東南アジアの言語と宗教	生徒にとって理解し難い図である。 (時期)	3-(3)	
11	112	6 - 7	15世紀にはアフリカ各地でポルトガルやイギリス、フランスなどによる奴隷貿易が行われ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (イギリスとフランスが、15世紀に奴隷貿易を行っていたと誤解する)	3-(3)	
12	113	図4	1914年のアフリカ	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「ブツガー歴史地図 日本語版」という出典に照らして)	3-(3)	
13	181	図6	南極のオゾンホールの変化	生徒が誤解するおそれのある図である。 (季節変化との関係)	3-(3)	
14	188 - 207		1章 自然環境と防災	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容C(1)ア(ア)「我が国をはじめ世界で見られる自然災害や・・・を基に、・・・」)	2-(1)	
15	207	図6	「住民のタイムラインの作成例」のうち「市町村」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (市町村の対応)	3-(3)	
16	221	図5	凡例「店舗の国籍」	生徒にとって理解し難い図である。 (凡例)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-97		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地理探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	4		本書を使うにあたって ①…朝鮮民主主義共和国→北朝鮮	相互に矛盾している。 (巻頭1 世界の国々「朝鮮民主主義人民共和国」と矛盾する。)	3-(1)	
2	7	図4	衛星画像で見たアマゾンの熱帯林 1975年, 1986年, 2001年	生徒が自ら活動を行えるよう適切な配慮がされていない。 (縮尺が分からない。)	2-(14)	
3	9	図1	神戸市付近(地形図) 出典表記 (5万分の1地形図「神戸」平成18年 発行を50%に縮小)	生徒にとって理解し難い図である。 (地形図と出典表記。)	3-(3)	
4	20	図1	東京の数値地図と土地条件図(右) 「土地条件図」の凡例	生徒が誤解するおそれのある図である。 (すべての地形を読み取れるように誤解する。)	3-(3)	
5	28	図2	山梨県・京戸川の扇状地(地形図) 出典表記 (2万5千分の1地形図「石和」平成28 年発行)	生徒にとって理解し難い図である。 (地形図と出典表記。)	3-(3)	
6	29	図3	群馬県・片品川の河岸段丘(地形図) 出典表記 (2万5千分の1地形図「沼田」平成31 年発行)	生徒にとって理解し難い図である。 (地形図と出典表記。)	3-(3)	
7	33	図3	開聞岳(地形図) 出典表記 (5万分の1地形図「開聞岳」平成9年 発行, 「長崎鼻」平成15年発行)	生徒にとって理解し難い図である。 (地形図と出典表記。)	3-(3)	
8	63	図5	東京都の熱帯夜日数 スケールバー(右)	生徒にとって理解し難い図である。 (縮尺について。)	3-(3)	
9	68	図3	グリーンランド氷床の融解域の変化 (左) 2012年7月8日, (右) 2012年7月12日	生徒が自ら活動を行えるよう適切な配慮がされていない。 (縮尺が分からない。)	2-(14)	
10	72	図1	世界の森林面積の年あたりの国別純変化量	生徒にとって理解し難い図である。 (塗色の単位について。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検 定 意 見 書

受理番号 103-97		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地理探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	75	図6	縮小するアラル海 1990年, 2000年, 2016年	生徒が自ら活動を行えるよう適切な配慮がされていない。 (縮尺が分からない。)	2-(14)	
12	78	図2	ミシシッピ川の三角州(左)とイタリア・テベレ川の三角州(右)の衛星画像	生徒が自ら活動を行えるよう適切な配慮がされていない。 (縮尺が分からない。)	2-(14)	
13	104	図1	世界の一次エネルギー供給の推移 電気 105ページ TERM ③一次エネルギー・二次エネルギー	相互に矛盾している。 (「一次エネルギー供給」のグラフで扱われている「電気」が、「TERM」で「二次エネルギー」と記されている。)	3-(1)	
			…一次エネルギーを加工・変換した電気…を二次エネルギーという。			
14	141	図7	都道府県別の待機児童数 東京都	生徒にとって理解し難い図である。 (待機児童数を読み取ることができない。)	3-(3)	
15	150	図2	各国の輸出入額とGDP アメリカ, 中国	生徒にとって理解し難い図である。 (GDPを読み取ることができない。)	3-(3)	
16	174	図1	条里制のなごりがみられる地域(地形図) 出典表記 …(2万5千分の1地形図「大和郡山 」平成19年発行)	生徒にとって理解し難い図である。 (地形図と出典表記。)	3-(3)	
17	175	図4	新田集落の路村(地形図) 出典表記 …(2万5千分の1地形図「所沢」平成17年発行)	生徒にとって理解し難い図である。 (地形図と出典表記。)	3-(3)	
18	186	図1	16世紀前後の人類の食料獲得方法 凡例 遊牧が中心	生徒にとって理解し難い図である。 (塗色について。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-97		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地理探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
19	187	図2	キャプション 地中海地域… (イギリス…)	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
20	202 - 205		第1編 第5章 4節 「現代の国家と領土問題」 全体	第1編 第5章 4節は、学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)ア(イ)「…我が国の海洋国家としての特色と海洋の果たす役割を取り上げる…」)	2-(1)	
21	210 - 213		第2編 第1章 1節 「地域区分の意義と方法」  214-215ページ SKILL 「さまざまな地域区分の方法」	第2編 第1章 1節及び SKILL 「さまざまな地域区分の方法」は、学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容Bの(1)ア(イ)「…各種の主題図や資料を基に…理解すること。」、及び内容Bの(1)ア(イ)「…各種の主題図や資料を踏まえて地域区分をする地理的スキルを身に付けること。」)	2-(1)	
22	210 - 213		第2編 第1章 1節 地域区分の意義と方法	第2編 第1章 1節は、学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)イ(イ)「…主に州を単位とする取り上げ方とは異なり、(1)で学習した地域区分を踏まえる…」)	2-(1)	
23	216 - 293		第2編 第2章 全体  1節 「東アジア」、2節 「東南アジア」、3節 「南アジア」、4節 「西アジアと中央アジア」、5節 「北アフリカとサハラ以南アフリカ」、6節 「ヨーロッパ」、7節 「ロシア」、8節 「アングロアメリカ」、9節 「ラテンアメリカ」、10節 「オセアニア」	第2編 第2章 1節-10節は、学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容Bの(2)イ(イ)「現代世界の諸地域について…主題を設定し、地域的特色や地球的課題などを多面的・多角的に考察し、表現すること。」)	2-(1)	
24	239	図5	インドの地域別電気普及率 都市 農村  同ページ 演習問題 図5を見て、都市と農村で…	生徒が自ら活動を行えるよう適切な配慮がされていない。 (都市と農村の基準が分からない。)	2-(14)	
25	280	図2	アメリカの人口密度(左)とメガロポリス(右)	生徒にとって理解し難い図である。 (左図と右図と「同縮尺の日本」(右図中)とで各々が示す方位が異なっている。)	3-(3)	
26	297 - 313		第3編 現代世界と日本の国土像 全体  ただし以下の部分を含む。 資料から日本の地理的諸課題を読み解	「第3編 現代世界と日本の国土像」は、学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容Cの(1)ア(イ)「現代世界におけるこれからの日本の国土像の探究を基に…探究する手法などについて理解すること。」)	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-97		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地理探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			く 演習問題 ①, 資料から日本の地理的諸課題を読み解く く 演習問題 ②, 資料から日本の地理的諸課題を読み解く く 演習問題 ③,			
			資料から日本の地理的諸課題を読み解く く 演習問題 ④			
27	297 - 301		第3編 現代世界と日本の国土像 第1章 1節  302-309ページ 資料から日本の地理的諸課題を読み解く	相互の関連が適切でない。 (「演習問題①-④」は、「第3編 現代世界と日本の国土像 第1章 1節 及び 2節」に示される具体的な課題例との関連が十分には示されていないため。)	2-(12)	
			く 演習問題 ①, 資料から日本の地理的諸課題を読み解く く 演習問題 ②, 資料から日本の地理的諸課題を読み解く く 演習問題 ③,			
			資料から日本の地理的諸課題を読み解く く 演習問題 ④  310-313ページ 同 2節			
28	309	図6	将来的に無居住化が予測されている地点 スケールバー	生徒にとって理解し難い図である。 (縮尺について。)	3-(3)	
29	311	図5	食料品アクセス困難人口の割合の例 (神奈川県)	生徒が自ら活動を行えるよう適切な配慮がされていない。 (縮尺が分からない。)	2-(14)	
30	311	図5	食料品アクセス困難人口の割合の例 (神奈川県) 凡例	生徒にとって理解し難い図である。 (図中「白色」の部分について。)	3-(3)	
31	313	図5	65歳以上人口に占める食料品アクセス困難人口の割合	生徒が自ら活動を行えるよう適切な配慮がされていない。 (縮尺が分からない。)	2-(14)	
32	313	図5	65歳以上人口に占める食料品アクセス困難人口の割合	生徒にとって理解し難い図である。 (図中「白色」の部分, 北方領土について。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-98		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地理探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	10	11 - 12	このように、さまざまな地学現象が生じる原因をプレートの水平運動に求める考えをプレートテクトニクスとよぶ。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (プレートテクトニクスについて誤解する)	3-(3)	
2	59	11 - 12	硫酸化物は、紫外線の影響により光化学スモッグを発生させる	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (光化学スモッグの発生について誤解する)	3-(3)	
3	67	図4	2016年4月の熊本地震による液状化現象の発生地点を地形分類図上にプロットした例	生徒にとって理解し難い図である。 (スケール)	3-(3)	
4	69	図3	南極のオゾンホール面積の変化	生徒が誤解するおそれのある図である。 (資料の時点)	3-(3)	
5	84	囲み	「冷凍船の発明によって発達した南半球の農牧業」内、「バターヤーズ」	誤記である。 (ーズ)	3-(2)	
6	91	図5	「とうもろこし・大豆の生産国と輸出国」内、「大豆の輸出国」	生徒にとって理解し難い図である。 (単位)	3-(3)	
7	102	図3	世界の就農率と主な国の穀物貿易額(108ページ図1「主な炭田の分布と石炭の貿易」、110ページ図1「1人あたりの電力消費量と主な国の発電量」、114ページ図1「主な鉱産資源の分布と	生徒にとって理解し難い図である。 (塗色の単位)	3-(3)	
			鉄鉱石の貿易」、188ページ図1「世界の都市人口の増加率」、223ページ図5「1人あたりの国民総所得(GNI)」も同様)			
8	105	図4	1人あたりの1次エネルギー供給(消費)量	生徒にとって理解し難い図である。 (凡例)	3-(3)	
9	106	図1	「主な油田の分布と原油の貿易」内、「OPEC加盟国」	相互に矛盾している。 (163ページ図3「世界の国々の主な結びつき」内、石油輸出国機構(OPEC))	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-98		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地理探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	165	表6	日本が結んだ主な経済連携協定(EPA)	生徒にとって理解し難い表現である。 (2020年11月 RECP)	3-(3)	
11	168	19 - 21	紛争や飢餓などの理由でやむを得ず出身国を離れ、難民として暮らす人々もいる。そのなかには、環境破壊や地球環境の変化によって移動を余儀なくされた環境難民とよばれる人々もいる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (難民について誤解する。)	3-(3)	
12	168	図1	国際移住者の割合とその移動	生徒にとって理解し難い図である。 (凡例と塗色、描画について)	3-(3)	
13	170	図1	世界の人口増加率と各地の人口問題 (188ページ図1「世界の都市人口の増加率」も同様)	生徒にとって理解し難い図である。 (1.0%未満と減少)	3-(3)	
14	174	図3	都道府県別の老年人口の割合 (176ページ図1「都道府県別の合計特殊出生率」も同様)	生徒にとって理解し難い図である。 (北海道の塗色)	3-(3)	
15	177	図6	主な国の1日あたりの生活時間	学習上必要な年次が示されていない。	2-(11)	
16	188	図1	「世界の都市人口の増加率」内の破線 (275ページ図4「アフリカ諸国の経済を支える輸出品」も同様)	生徒が誤解するおそれのある図である。 (全ての国境線が確定していると誤解する。)	3-(3)	
17	204	図1	世界の宗教の分布と伝播	生徒が誤解するおそれのある図である。 (各宗教の関係について誤解する)	3-(3)	
18	207	側注1	政治的意見や人種・国籍・宗教の違いなどを理由に迫害され、国籍をもっている国の保護を受けられないために国外に逃れた人々のこと。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (難民について誤解する。)	3-(3)	
19	226 - 322		第2章 現代世界の諸地域(全体)	学習指導要領の内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容B(2)イ(7)「主題を設定し、…地球的課題などを多面的・多角的に考察し、表現すること。」に照らして扱いが不適切)	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-98		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地理探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
20	247	図5	ASEAN諸国の言語と宗教	生徒にとって理解し難い図である。 (時期)	3-(3)	
21	268	図3	「西アジア諸国の輸出品」内、その他の図形表現	相互に矛盾している。 (「アラブ首長国連邦」のその他と「サウジアラビア」のその他の値と図形表現の関係)	3-(1)	
22	272	図1	1914年のアフリカの植民地分割	生徒が誤解するおそれのある図である。 (出典の引用に照らして。)	3-(3)	
23	274	図2	アフリカの鉱産資源	生徒にとって理解し難い図である。 (274ページ3-4行目「ボーキサイト…などが極めて豊富に存在する。」との関係と照らして理解し難い。)	3-(3)	
24	276	写真5	ヨーロッパからの観光客が保養に訪れる海岸リゾート(チュニジア、チュニス近郊)	相互に矛盾している。 (185ページ写真7「迷路型の都市(チュニジア、チュニス)」)	3-(1)	
25	280	表3	ヨーロッパの歩み	生徒が誤解するおそれのある表である。 (1980 ポーランド、ハンガリーで非共産党政権が誕生)	3-(3)	
26	311	図4	ラテンアメリカの主な言語と人種・民族	生徒が誤解するおそれのある図である。 (フランス領ギアナ、ハイチ、スリナムの塗色)	3-(3)	
27	319	囲み	「アイランダーが活躍するラグビー」内、「国際試合では、ニュージーランドだけでなく、サモアやトンガなどの代表チームのハカもみられる。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ハカについて誤解する)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-99		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地理探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	4	目次	地域の話題「アラル川の流域と水資源」 231ページ 地域の話題「アラル海の流域と水資源」	相互に矛盾している。 (タイトル)	3-(1)	
2	5	目次	ポイント補説「戸籍がない子供たち」 197	生徒にとって理解し難い表現である。 (199ページポイント補説「戸籍がない子供たち」に照らして)	3-(3)	
3	12	図1	カムチャツカ半島の北に記載された「 $140^{\circ}$ 」	生徒にとって理解し難い図である。	3-(3)	
4	27	図4	頻水地（高波で冠水する土地）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (真亀川沿いも高波で冠水すると誤解する)	3-(3)	
5	28	図5	灰色の建物表記 310ページ 図2 地理院地図・地形図 で使われるおもな地図記号のオレンジ 色の建物記号	相互に矛盾している。 (電子地形図25000の表示記号について)	3-(1)	
6	28	図5	⑤函館山の陸繋島 図①中A-Bに沿って	相互に矛盾している。 (図の番号)	3-(1)	
7	108	図2	世界の繊維生産割合と化学繊維の生産 の推移 同様に109ページ図7 鉄鋼の生産量の 国別推移	生徒にとって理解し難いグラフである。 (中国の推移)	3-(3)	
8	116	左段2 0	なども、が起業家精神	誤記である。 (「が」)	3-(2)	
9	127	図4	キャプション「・・・目的地を検索し し、そこまで」	誤記である。 (「検索しし」)	3-(2)	
10	129	図6	ある総合スーパーの店舗別来訪者居住 地分析（来訪者の居住地域）	生徒にとって理解し難い図である。 (居住地域の定義)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-99		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地理探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	131	23	【p.125地理の技能解答】A:アメリカ ・・・C:日本	生徒にとって理解し難い表現である。 (125ページ図3に照らして)	3-(3)	
12	147	1 - 4	難民条約では、難民を、人種や宗教、 政治的意見を理由に迫害を受けるおそ れがある人々と定義している。しかし 、今日では、政治的な迫害以外にも、 武力紛争や人権侵害から逃れるために	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (難民条約の「難民」の定義)	3-(3)	
			他国に庇護を求める場合も難民として いる。			
13	193	11 - 12	環太平洋パートナーシップ協定 (TPP11) 同様に、286ページ20～21行目「環太 平洋パートナーシップ協定 (TPP11)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「環太平洋パートナーシップ協定」と「TPP11」の 関係)	3-(3)	
			、290ページ右段7～8行目「環太平洋 パートナーシップ協定 (TPP11)」、 291ページ図5凡例中 TPP環太平洋パ ートナーシップ協定 (TPP11) 締結国			
14	196 - 291		第2章 現代世界の諸地域	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切 である。 (内容B(2)イ(7)「・・・主題を設定し、地域的特色 や地球的課題などを多面的・多角的に考察し、表現 すること」)	2-(1)	
15	196 - 205		①中国－経済成長に着目し、地理的事 象と関連づけて考察する 同様に、214ページ～221ページ「③東 南アジア－文化に着目し、地理的事象	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱い が不適切である。 (内容の取扱い(2)イ(イ)「・・・取り上げた地域の特 色ある事象と他の事象を有機的に関連付けて考察す る地誌、対照的又は類似的な性格の二つの地域を比	2-(1)	
			と関連づけて考察する」、230ページ ～237ページ「⑤西アジア・中央アジ ア－類似的な性格の二つの地域を比較 して考察する」、238ページ～245ペー ジ「⑥北アフリカ・サブサハラアフリ	較して考察する地誌」)		
			カ－対照的な性格の二つの地域を比較 して考察する」、248ページ～257ペー ジ「⑦ヨーロッパ－地域の統合に着目 して、地理的事象と関連づけて考察す る」			
16	196	11	1912年の辛亥革命によって清王朝が倒 れ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (辛亥革命と清王朝が倒れた年)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の  
第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検 定 意 見 書

受理番号 103-99		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地理探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
17	200	20	1.000mm	誤記である。 (「.」)	3-(2)	
18	202	図4	出所:USGU Minerals Yearbook	生徒にとって理解し難い表現である。 (鉱物統計に関する機関としての「USGU」)	3-(3)	
19	206	図2	ピョンヤンとソウルの間の破線	生徒が誤解するおそれのある図である。 (図中の他の破線と同様に誤解する)	3-(3)	
20	213	図5	環日本海地域	生徒が誤解するおそれのある図である。 (時期)	3-(3)	
21	215	7	マラヤ連邦 (マレーシア) 同様に、同ページ表5内 マラヤ連邦 (マレーシア) の独立	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (マラヤ連邦とマレーシアの関係)	3-(3)	
22	231	図5	経線 (80° W)	生徒にとって理解し難い表現である。 (中央アジアにおける「80° W」)	3-(3)	
23	232	11 - 13	コーラン (クルアーン) は、預言者ム ハンマド (マホメット) が唯一神アッ ラーの啓示をまとめた聖典で	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (コーラン (クルアーン) がムハンマド (マホメッ ト) によってまとめた聖典と誤解する))	3-(3)	
24	250	21	オスマン=トルコ	生徒にとって理解し難い表現である。 (トルコ)	3-(3)	
25	266	4 - 6	カナダでは・・・イギリスの植民地に なり1867年に独立した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (カナダとイギリスの関係)	3-(3)	
26	267	図5	南北戦争前の奴隷州	生徒にとって理解し難い図である。 (範囲)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-99		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地理探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
27	267	図6	都市人口（サンディエゴ，ティファナ，メヒカリ，シウダーファレス）	生徒にとって理解し難い図である。 （凡例に照らして人口を読み取ることができない）	3-(3)	
28	304 - 307		3 国土像の探究～エネルギーの安定供給をめざして	相互の関連が適切でない。 （295ページ「国土像の探究手順」のうち、「③情報収集と調査」，「④分析と考察」との関係）	2-(12)	
29	313	右段1 -2	タイルとしてもつ示すもので	生徒にとって理解し難い表現である。 （「もつ示す」）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。